

令和
7年度

東京都立霊園使用者の募集 申込みのしおり

専用申込書・封筒巻末綴じ込み

申込・受付期間

令和7年(2025年)

6月13日(金)～

7月4日(金)

※郵送の場合 令和7年7月4日(金)の
消印有効

申込方法

インターネット または 郵送 のいずれか

1 インターネット申込み (スマートフォン可)

都立霊園公式サイト

TOKYO霊園さんぽ

検索



TOKYO霊園さんぽ

<https://www.tokyo-park.or.jp/reien/>
にアクセスしてください。

※通知にかかる送料のご負担がなく「抽選結果通知」等をメールで速やかに確認できます。

2 郵送申込み

この「申込みのしおり」巻末の専用申込書および封筒でお申込みください。

※「申込みのしおり」のお受け取りは、お1人様1部のご協力をお願いします。

問い合わせ先

※各区市町村窓口では、申込みに関するお問い合わせの対応はできません。
お問い合わせは、下記の番号にお電話ください。

募集専用番号 TEL.0570-783-802

●受付時間 9:00～17:00

●設置期間 令和7年7月4日(金)まで

※申込期間中は、問い合わせが多くなり電話がつながりにくい場合がございます。

チャットボット



イメージ
キャラクター
みたまちゃん

24時間
ご利用いただける
チャットボットを
開設しております。



ホームページ
「TOKYO霊園さんぽ」の
みたまちゃんを
クリック or タップ

便利なインターネット申込みは、 こちらをご覧ください。

※申込みはインターネット又は郵送のいずれかです。重複して申込みの場合は無効となります。

郵送申込み 巻末

●インターネット申込みの手順

都立霊園公式ホームページ「TOKYO 霊園さんぽ」 <https://www.tokyo-park.or.jp/reien/>



TOKYO 霊園さんぽ



都立霊園公式サイトは
「TOKYO 霊園さんぽ」です。
よくご確認ください！

①【お申込み画面】

東京都立霊園使用者の募集 お申込み

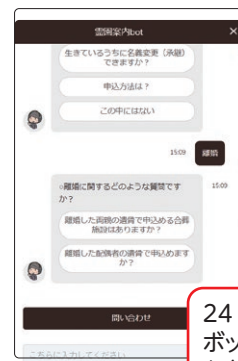
操作ガイド
よくあるご質問

こちらから、「東京都立霊園使用者の募集」にお申込みいただけます。下記の内容をご確認の上、「同意して申込み手続きをする」ボタンよりお申込みください。

既に登録済みの方はログイン画面よりログインしてください。

[ログイン画面へ](#)

【チャットボット】



24 時間ご利用いただけるチャットボットを開設しております。お気軽にご利用ください。



画面下へスクロールし「同意して申込み手続きをする」をクリック

②

東京都立霊園使用者の募集 お申込み

申込期間は、令和7年6月13日から同年7月4日です。
申込みは、資格のある方1人、1か所に限ります。
インターネット申込みと郵送申込みを同時にされた場合等は、二重申込みとして無効になりますのでご注意ください。
お申込みに関するご質問等は、募集専用番号までお電話ください。
電話：0570-783-802
(受付時間：平日 9:00～5:30、6/13～7/4 は土・日もご利用可)
※メールでのお問い合わせは受け付けておりませんのでご了承ください。

登録用メールアドレス入力

入力されたメールアドレス宛に登録案内メールを送信します。

メールアドレス

再入力

※携帯のメールアドレスは使用できません。

[送信](#)

既に登録済みの方はログイン画面よりログインしてください。

[ログイン画面へ](#)

メールアドレスを登録し送信してください。返信メールにしたがって情報登録してください。その際パスワードを設定していただきます。

③

東京都立霊園使用者の募集 お申込み

申込期間は、令和7年6月13日から同年7月4日です。
申込みは、資格のある方1人、1か所に限ります。
インターネット申込みと郵送申込みを同時にされた場合等は、二重申込みとして無効になりますのでご注意ください。
お申込みに関するご質問等は、募集専用番号までお電話ください。
電話：0570-783-802
(受付時間：平日 9:00～5:30、6/13～7/4 は土・日もご利用可)
※メールでのお問い合わせは受け付けておりませんのでご了承ください。

ログイン

ユーザIDとパスワードを入力し、ログインしてください。

ユーザID

パスワード

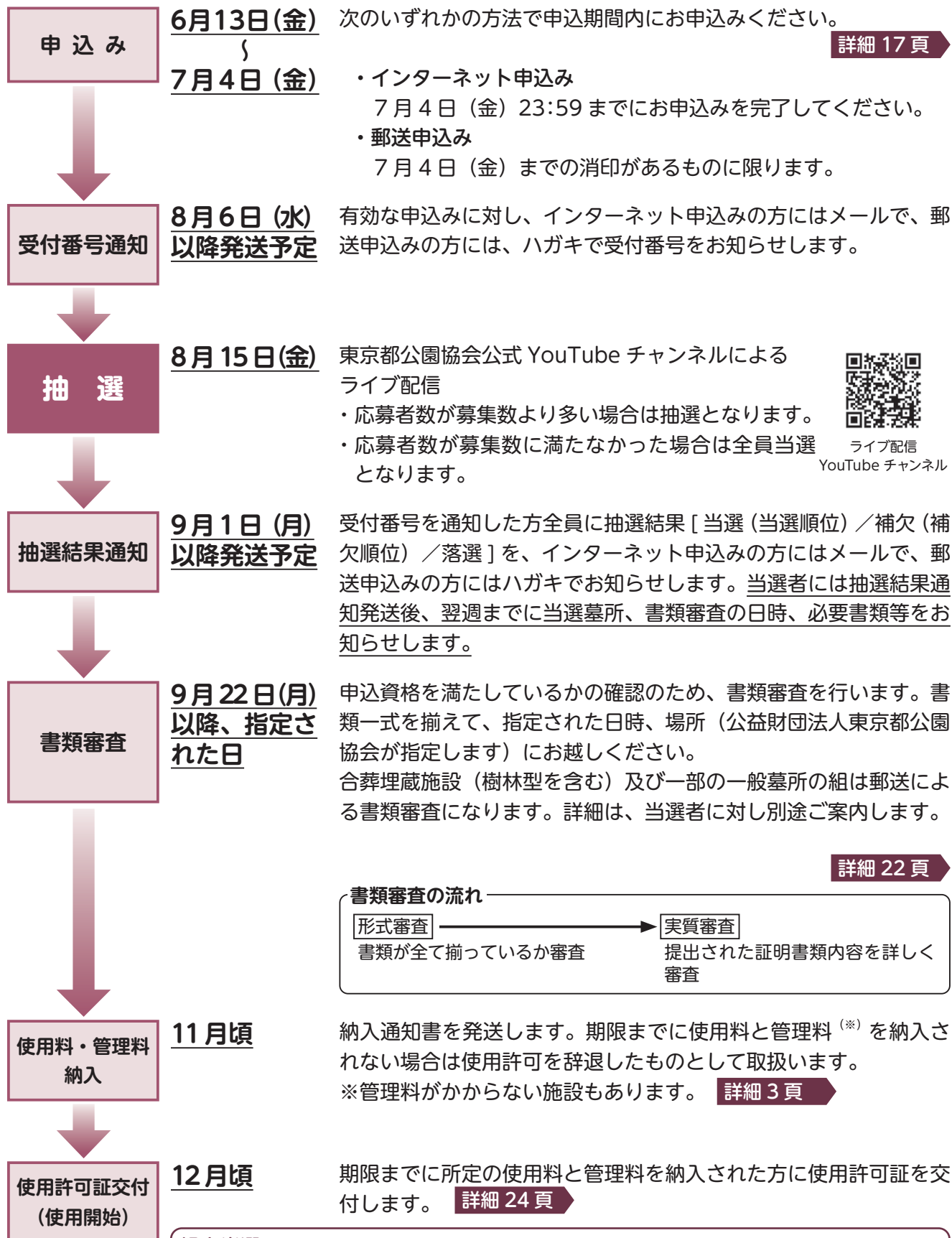
[ログイン](#)

パスワードの再設定は、[こちら](#)
ユーザIDを忘れた方は、[こちら](#)

登録したID及びパスワードを入力してください。

令和7年7月4日（金）23：59 までにお申込みを完了してください。

●令和7年度スケジュール（申込みから使用開始までの流れ）



繰上当選について

当選された方が申込資格を満たさずに失格となった場合や辞退があった場合等に、補欠の順位に従ってお知らせします。なお、12月下旬までに繰上当選のお知らせがない場合は、落選となります。次年度以降への繰り越しはありません。

目次

・インターネット申込みの手順	表紙の裏
・郵送申込みの手順	巻末
・スケジュール（申込みから使用開始までの流れ）	1
・都立霊園募集施設早見表	3
・用語の解説	4
・「区分」と「組」について	4

募集する施設（お墓）について

・①一般埋蔵施設	5
・②芝生埋蔵施設	5
・③立体埋蔵施設	6
・④合葬埋蔵施設	7
・⑤樹林型合葬埋蔵施設	8
・合葬（樹林含む）埋蔵施設の 「体数」と「申込可能な組合せ」	9

申込資格等について

・共通の申込資格	10
・申込資格の証明書類	11
・必要書類についての補足	12～16
・申込みに伴う注意事項	17～18
・二重申込みにご注意ください	19
・申込み後、誤りに気が付いた場合	20

申込み後から使用開始までの流れ

・抽選	21
・書類審査	22
・使用料及び管理料の納入	23
・使用許可証の交付	24
・繰上当選	25
・使用上の注意・制限等【一般墓所施設】	26
・使用上の注意・制限等【芝生墓所施設】	27
・使用者の責務等	27

募集の詳細

・昨年度（令和6年度）の都立霊園公募受付状況（参考）	58～59
・Q & A コーナー（参考）	61

都立霊園の所在地及び交通機関のご案内

裏表紙

●都立霊園募集施設早見表

令和7年度に募集のある施設のみを記載しています。

霊園名	施設名	募集数 ※	居住要件 (継続して)	生前 申込	申込遺骨		使用料 (円)	管理料	募集詳細 ページ
					新骨	改葬骨			
多磨霊園	一般埋蔵 	345	都内 5年以上	×	○	○	1,567,400～	あり	28 頁
	合葬埋蔵 (一定期間後 共同埋蔵) 	640	都内 3年以上	○	○	○	60,000～		42頁・46頁 ・50頁
	樹林型合葬埋蔵 (2号基) 	2,382	都内 3年以上	○	○	○	27,000～		52頁・54頁 ・56 頁
小平霊園	一般埋蔵 	110	都内 5年以上	×	○	×	1,477,000～	あり	30 頁
	合葬埋蔵 (2号基) (直接共同埋蔵) 	350	都内 3年以上	○	○	○	53,000～		42頁・46頁 ・50頁
八王子霊園	芝生埋蔵 	105	都内 5年以上	×	○	×	1,288,000	あり	32 頁
八柱霊園	一般埋蔵 	330	都内または 松戸市 5年以上	×	○	○	348,500～	あり	34 頁
	芝生埋蔵 	60	都内または 松戸市 5年以上	×	○	○	944,000	あり	34 頁
	合葬埋蔵 	1,440	都内または 松戸市 3年以上	○	○	○	47,000～		40頁・44頁 ・48 頁
雑司ヶ谷 霊園	一般埋蔵 	65	都内 5年以上	×	○	○	3,138,750～	あり	36 頁
	樹林型合葬埋蔵 	400	都内 3年以上	○	○	○	35,000～		52頁・54頁 ・56 頁
青山霊園	一般埋蔵 	65	都内 5年以上	×	○	○	4,603,500～	あり	36 頁
谷中霊園	一般埋蔵 	70	都内 5年以上	×	○	○	2,641,500～	あり	36 頁
染井霊園	一般埋蔵 	80	都内 5年以上	×	○	○	2,434,500～	あり	36 頁
	立体埋蔵 (第2・3区) 	32	都内 5年以上	×	○	○	1,552,000		38 頁

※合葬埋蔵の募集数は体数です。

詳細は各施設の募集詳細ページ（P28～P57）をご覧ください

●用語の解説 ※都立霊園の募集における意味を解説しています

申込者（もうしこみしゃ）

「都立霊園を使用したい」という意思があり、申込みをする方（現在存命の方）のこと。

申込遺骨（もうしこみいこつ）

申込者が現在守っている遺骨で、なおかつ、埋蔵・収蔵するために都立霊園の使用を必要としている遺骨のこと。多くの申込区分で、申込者が申込遺骨の祭祀主宰者であることが申込資格の1つになっています。

埋蔵予定者（まいぞうよていしゃ）

合葬埋蔵施設（樹林型を含む）に将来埋蔵されることを希望し、生前申込をする方（現在存命の方）のこと。

新骨（しんこつ）

一度も墓所や納骨堂に埋蔵、収蔵されたことのない遺骨のこと。

改葬（かいそう） 改葬骨（かいそうこつ）

墓所や納骨堂に収められた遺骨を他の墓所や納骨堂に移すこと。
改葬骨は改葬される遺骨のこと。

分骨（ぶんこつ）

火葬場や墓地で複数に分けられた遺骨のこと。
都立霊園の募集においては、「火葬許可証」又は「改葬許可証」が添付されていない遺骨のこと。
分骨では都立霊園に申込みできません。

祭祀の主宰者（さいしのしゅさいしゃ）

都立霊園の申込みにおいては、申込遺骨に対し、以下のことをいう。

- 死亡届出人となった方
- 火葬許可の申請者となった方
- 葬儀の喪主を務めた方
- 法事の施主を務めた方

※一般的には「墓所や仏壇等を引き継いで遺骨を守っていく立場にある方」のことです。

遺骨 / 遺骨・生前 / 生前（いこつ / いこつ・せいぜん / せいぜん）

合葬埋蔵施設（樹林型を含む）の区分

- 遺 骨：現在守っている遺骨のみを申し込む区分
- 遺骨・生前：現在守っている遺骨があり、なおかつ、申込者本人や埋蔵予定者（存命の方）のお墓も必要とお考えの方が申し込む区分
- 生 前：申込者本人及び埋蔵予定者が全員存命の方が申し込む区分

組名（くみめい）

霊園別・施設（一般／芝生／立体／合葬／樹林）別・規模（墓所の広さ／合葬の体数）別に分類し、アルファベットと数字を組み合わせた名前により表示したもの。
例）TA01 組 GA15 組

●区分と組について

- ・募集する施設は、申込資格が同じものを同一のグループにして、10種類の「区分」に分けています。さらに施設の種類や施設の規模によって約70種類の「組」に分かれています。ご自分の希望や、ご自分が備えている資格で応募できる「区分」や「組」を見極めて、よくご検討の上、ご応募ください。
- ・「区分」は申込書の番号（①～④）ではありませんのでご注意ください。
例）34～35 頁 八柱霊園（一般埋蔵施設）（芝生埋蔵施設）

申込書 ① を使用	八柱霊園（一般埋蔵施設）（芝生埋蔵施設） 申込区分 2			
ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。 分骨による申込みはできません。				
八柱霊園（一般埋蔵施設） 使用料㎡単価：205,000円 管理料㎡単価：750円				
組 名	募集数	区画面積（㎡）	使用料（貸付時のみ）（円）	管理料（年1回）（円）

上記の例は
申込区分「2」ですが
申込書①を使用します

募集する施設（お墓）について

◆ 令和7年度に募集する施設は5種類となります ◆

①一般埋蔵施設

1 特色

- （1）一般的な形式の墓地です。区画割りし直して再貸付していますので、墓所の大きさや形、園路に面する方角などは様々です。又、地固め、根切りなどの整地工事が必要になります（使用者負担）。
- （2）遺骨申込のみです（生前申込はできません）。
- （3）使用者等によるお墓の管理が必要です。墓石・カロート（納骨室）・囲障（外柵）等は使用者負担で設置してください。 **詳細 26 頁**
- （4）毎年管理料の支払いが必要です。

2 納骨について

申込遺骨は使用許可日から3年以内に納骨する必要があります。 **詳細 27 頁**

3 囲障の設置

使用許可日から3年以内に囲障を設置する必要があります。

- ・多磨霊園
- ・小平霊園
- ・八柱霊園

詳細 28 頁

詳細 30 頁

詳細 34 頁

- ・青山霊園／谷中霊園／
染井霊園／雑司ヶ谷霊園

詳細 36 頁



②芝生埋蔵施設

1 特色

- （1）一面芝生の平坦地に、等間隔に埋蔵施設を配置しています。再貸付施設です。
- （2）遺骨申込のみです（生前申込はできません）。
- （3）カロート（納骨室）は設置されていますが、墓石は使用者負担で設置できます。
- （4）カロートの改造、囲障や卒塔婆立ての設置等はできません。 **詳細 27 頁**
- （5）毎年管理料の支払いが必要です。

2 納骨について

申込遺骨は使用許可日から3年以内に納骨する必要があります。 **詳細 27 頁**

- ・八王子霊園
- ・八柱霊園

詳細 32 頁

詳細 34 頁



③立体埋蔵施設

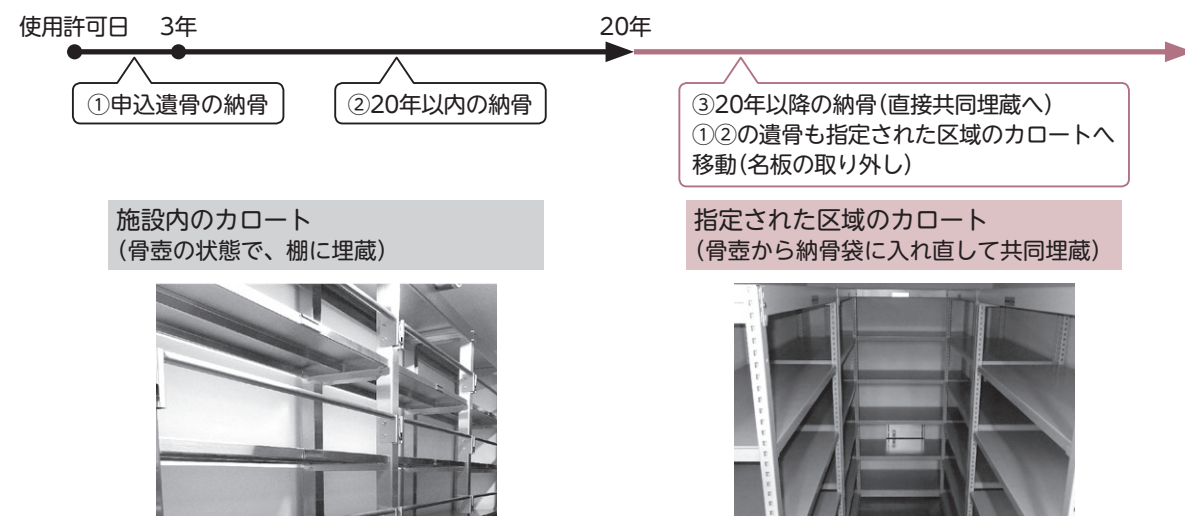
1 特色

- (1) 埋蔵できる遺骨は3体までです（申込遺骨は1体です。使用者になられた後に他の遺骨も埋蔵できます）。
- (2) お墓を継ぐ人がいない方も申込みできます（使用者等によるお墓の管理が不要です。毎年の管理料はかかりません）。
- (3) 遺骨申込のみです（生前申込はできません）。
- (4) 書類審査時及び納骨時に「遺骨共同埋蔵承諾書」の提出が必要です。
- (5) 施設に備え付けの名板・墓誌に刻字をすることができます（有料）。
名板には使用者の家名、被埋蔵者名、生年、没年を刻字できます（使用許可日から20年経過後に東京都で処分いたします）。

2 納骨について

- (1) 申込遺骨は使用許可日から3年以内に納骨する必要があります。 **詳細 27 頁**
- (2) 遺骨の埋蔵は、管理事務所で納骨手続きが終了した後に職員が行います。
使用者や親族等がカロート内に立ち入ることはできません。
- (3) 使用許可日から起算して20年間、施設内のカロート（納骨室）に個別に埋蔵し、その後は指定された区域のカロートに共同埋蔵（遺骨を骨壺から出して1体ずつ骨袋に入れ替えて合わせ葬ること）します。
共同埋蔵後は、改葬や自宅への引き取りはできません。
- (4) 使用許可日から20年を過ぎても3体までは納骨できます。その場合は共同埋蔵になります。

立体埋蔵施設への納骨イメージ（第2区・第3区）



3 参拝方法

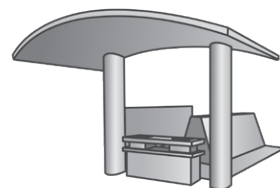
- (1) 焼香や献花は、施設に併設の全体献花台で行っていただきます。
- (2) カロート内に立ち入ることはできません。
- (3) 毎年10月1日（都民の日）に、各霊園所長が埋葬者に対し花を供える献花を行います。

4 その他

- (1) 骨壺は幅・奥行とも25cm以内、高さ28cm以内で不朽性のものとしていただきます。
- (2) 共同埋蔵後、遺骨を納めてあった骨壺等は返却できません。

・ 染井霊園立体埋蔵施設

詳細 38 頁



④合葬埋蔵施設

1 特色

- (1) 個人（1体用）、又は夫婦（事実婚関係を含む）・パートナーシップ関係・親子・兄弟姉妹（2体用・3体用）で申込みできるお墓です。 **詳細 9 頁**
- (2) 生前に申し込むこともできます。
- (3) お墓を継ぐ人がいない方も申込みできます（使用者等によるお墓の管理が不要です。毎年の管理料はかかりません）。
- (4) 書類審査時及び納骨時に「遺骨共同埋蔵承諾書」の提出が必要です。
- (5) 多磨霊園・小平霊園には石製墓誌が設置されており、遺骨名を刻字することができます（有料）。墓誌の使用申込状況によっては、刻字の時期をお待ちいただく場合があります。
八柱霊園には石製墓誌は設置していませんが、電子式（タブレット端末）の墓誌を管理事務所及び合葬埋蔵施設に設置しており、遺骨名を登録することができます（無料）。



2 埋蔵方法

一定期間後共同埋蔵
・使用許可日から起算して20年間は、地下にあるカロート（納骨室）に骨壺で埋蔵し、その後は指定された区域のカロートに共同埋蔵（遺骨を骨壺から出して1体ずつ骨袋に入れ替えて合わせ葬ること）します。 ・使用許可日から起算して20年間、骨壺で埋蔵する場所を確保しています。 ・使用許可日から20年を過ぎて納骨する場合は、納骨時から共同埋蔵になります。
合葬埋蔵施設地下1階カロート
直接共同埋蔵
・納骨後、速やかに共同埋蔵します。
合葬埋蔵施設地下2階カロート（共同埋蔵室）



3 納骨について

- (1) 「遺骨」「遺骨・生前」区分の申込遺骨は、使用許可日から3年以内に納骨する必要があります（生前申込の方は、使用許可日から3年以内の納骨期限はございません）。 **詳細 27 頁**
- (2) 遺骨の埋蔵は、管理事務所で納骨手続きが終了した後に職員が行います。
使用者や親族等がカロート内に立ち入ることはできません。
- (3) 埋蔵した遺骨はお返しすること（改葬、自宅引取り）はできません。
- (4) 共同埋蔵後、遺骨を納めてあった骨壺等は返却できません。

4 参拝方法

- (1) 焼香や献花は、施設正面に設けられた参拝広場にある献花台で行っていただきます。
- (2) カロート内に立ち入ることはできません。
- (3) 毎年10月1日（都民の日）に、各霊園で埋葬者に対し花を供える献花式を行います。



5 その他

- (1) 骨壺は幅・奥行とも25cm以内、高さ28cm以内で不朽性のものとしていただきます。
- (2) 骨壺でお持ちいただく場合は、風呂敷等の布で包んでお持ちください。

・ 八柱霊園合葬埋蔵施設

詳細 40 頁・44 頁・48 頁

・ 多磨霊園／小平霊園合葬埋蔵施設

詳細 42 頁・46 頁・50 頁

⑤樹林型合葬埋蔵施設

1 特色

- (1) 遺骨を骨壺から1体用の骨袋に入れ替えて、直接、土に触れるかたちで埋蔵します。
- (2) 生前に申し込むこともできます。
- (3) お墓を継ぐ人がいない方も申込みできます（使用者等によるお墓の管理が不要です。毎年の管理料はかかりません）。
- (4) 2体用で申し込む場合は2体の関係は「夫婦（事実婚関係を含む）」「パートナーシップ関係」「親子」「兄弟姉妹」に限ります。
- (5) 書類審査時及び納骨時に「遺骨共同埋蔵承諾書」の提出が必要です。
- (6) 墓誌（石製）は設置しません。
- (7) 「遺骨」・「粉状遺骨」両方の募集をしています（使用料が異なります）。

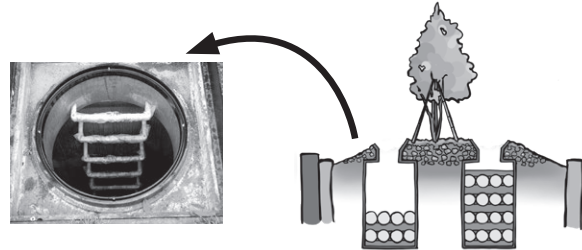
詳細 9 頁

※粉状遺骨で申し込む場合は、納骨するまでに粉骨取扱事業者又はご自身により、遺骨を2mm以下の粉状にしておく必要があります。なお、遺骨を粉状にするための事業者について、指定・推薦はいたしません。



2 埋蔵方法

- (1) 樹林の下に設置された共同埋蔵施設（カロート）に遺骨を1体ずつ土に触れるかたちで共同埋蔵（遺骨を骨壺から出して1体ずつ骨袋に入れ替えて合わせ葬ること）します。
- (2) 埋蔵場所の指定はできません。



3 納骨について

- (1) 「遺骨」「遺骨・生前」区分の申込遺骨は、使用許可日から3年以内に納骨する必要があります（生前申込の方は、使用許可日から3年以内の納骨期限はございません）。
- (2) 遺骨の埋蔵は、管理事務所で納骨手続きが終了した後に職員が行います。埋蔵に立ち会うことはできません。
- (3) 埋蔵した遺骨はお返しすること（改葬、自宅引取り）はできません。
- (4) 遺骨を納めた骨壺等は返却できません。
- (5) 埋蔵場所を指定することはできません。納骨手続きが終了した順番に共同埋蔵を行います。

詳細 27 頁



4 参拝方法

- (1) 焼香や献花は、施設内に設けられた献花台で行っていただきます。
- (2) 毎年5月4日（みどりの日）に、各霊園で埋葬者に対し花を供える献花式を行います。
- (3) 施設の管理上、毎月決められた日は参拝ができません。あらかじめ管理事務所にご確認ください。

・多磨霊園／雑司ヶ谷霊園樹林型合葬埋蔵施設

詳細 52 頁、54 頁、56 頁

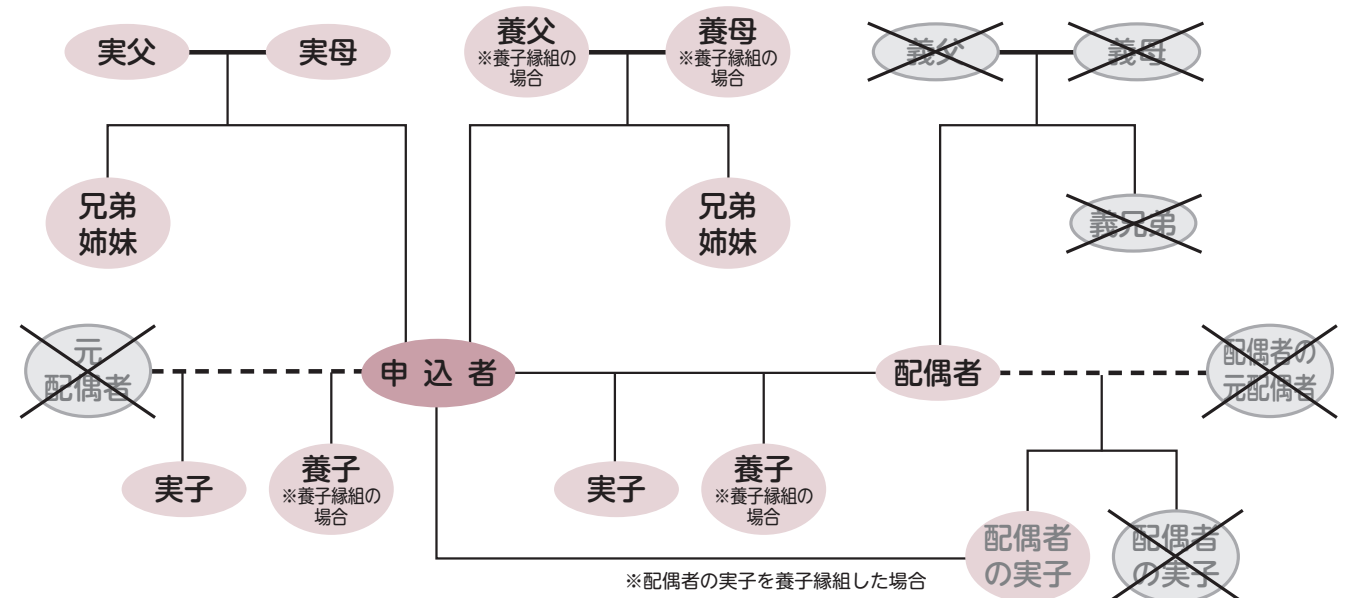
●合葬（樹林含む）埋蔵施設の「体数」と「申込可能な組合せ」

組合せ	体数	申込者と申込遺骨（埋蔵予定者）との関係	その他主な条件 ※1
遺骨のみ 	1 体	・申込者が遺骨の祭祀の主宰者であること ・申込者と申込遺骨の関係は、親族に限られません。	
	2 体	・申込者が2体の申込遺骨の祭祀の主宰者であり、かつ遺骨同士が夫婦（事実婚関係を含む）、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹の関係にあること ・申込者と申込遺骨の関係は、親族に限られません。	
遺骨・生前  	2 体 3 体	申込者は申込遺骨・埋蔵予定者と夫婦（事実婚関係を含む）、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹の関係にあること	・埋蔵予定者に申込者が含まれること ・埋蔵予定者は全員居住要件を満たすこと
生前のみ 	1 体	申込者本人であること	
	2 体 3 体 ※2	申込者は埋蔵予定者と夫婦（事実婚関係を含む）、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹の関係にあること	・埋蔵予定者に申込者が含まれること ・全員居住要件を満たすこと

※1 申込遺骨、申込者及び埋蔵予定者の遺骨を、他の遺骨と共同埋蔵することに承諾していただきます。

※2 樹林型合葬埋蔵施設の体数は2体までです。

●合葬埋蔵施設の「遺骨・生前申込」「生前申込」における、申込者と申込遺骨（埋蔵予定者）の関係図



※夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係は民法の規定に定めるところによります。

※申込者からみて配偶者の親など義理の関係では、申込みはできません。

※パートナーシップ関係にある方はこちらをご参照ください。

パートナーシップ関係の方の
申込可能関係枠

申込資格等について

●共通の申込資格

各施設ごとの申込資格を満たす方が申込みいただけます。

ご希望の施設の詳細説明のページ（28 頁～ 57 頁）の条件を必ず確認してください。

- 1 「1 人 = 1 遺骨 = 1 墓所」 インターネット申込み・郵送申込みのいずれかひとつの方法でお申込みいただけます。
- ・一世帯で複数人が申込みすることはできません（合葬埋蔵施設（樹林型を含む）を除く）。
→二重申込みにご注意ください。 **詳細 19 頁**

- 2 申込者は東京都民の方に限ります。
- ・申込期間満了日（令和 7 年 7 月 4 日）時点で、一般・芝生・立体埋蔵施設は都内に継続して 5 年以上、合葬埋蔵施設（樹林型を含む）は 3 年以上住んでいること、転出入のある方はその期間をつなげて証明することが必要です。 **詳細 12 頁**
 - ただし、八柱霊園の申込者については、東京都民の方以外に松戸市民の方も含まれます。

必要書類のご案内：
2 居住条件の証明書類

- 3 申込遺骨から見て、親族（6 親等以内の血族、配偶者、3 親等以内の姻族）である方（合葬埋蔵施設（樹林型を含む）は条件が異なります）
- ・「親族」には事実婚関係にある方を含みます。
 - ・「親族」には「東京都パートナーシップ宣誓制度」に基づくパートナーシップ関係にある方を含みます。
 - ・胎児〔妊娠 4 ヶ月（12 週）以上〕の遺骨で申し込む場合の「遺骨との関係」については、書類審査の際に戸籍謄本に代わり「母子健康手帳」又は「病院等の証明書」をご提示ください。但し、火葬許可証又は埋蔵（葬）・収蔵証明書に続柄が記載されている場合は、必要ありません。
※小平霊園・八王子霊園は、埋蔵（葬）・収蔵証明書での申込みはできません。

必要書類のご案内：
3 親族関係の証明書類

- 4 現在守っている遺骨がある方（生前申込を除く）
- ・自宅に安置している方
 - ・都立霊園の一時収蔵施設に預けている方（「所定の場所保管」となった遺骨での申込みは八柱霊園合葬埋蔵施設のみ可）
 - ・お寺、公営や民営の墓地などに埋（収）蔵している方（改葬骨を認めている区分のみ）
 - ・分骨による申込みは認められません。

必要書類のご案内：
4 遺骨の証明書類

- 5 申込遺骨の祭祀の主宰者であること（遺骨・生前／生前申込を除く）。下記①～④のうちいずれか 1 つの条件にあてはまること
- ①死亡届出人となった方
 - ②火葬許可申請者となった方
 - ③葬儀の喪主を務めた方
 - ④法事の施主を務めた方
- ※①②の場合、11 頁の「3 遺骨との関係」や「4 遺骨の状態」の書類と兼用できることがあります。

必要書類のご案内：
5 祭祀の主宰の証明書類

- 6 現在都立霊園（一時収蔵施設以外）の使用者になっている方の申込みについて
- ①小平霊園、八王子霊園の申込みはできません。
 - ②現在使用中の墓所を東京都に返還する（新しい墓所の使用許可を受けた日から 180 日以内に原状回復する）ことを条件に申込みが可能です。
 - ③現在、合葬埋蔵施設（樹林型を含む）の使用者になっている方が別の遺骨で合葬埋蔵施設（樹林型を含む）へ申し込む場合は、既に使用許可を受けている施設の返還の必要はありません。

詳細 18 頁

●申込資格の証明書類

これらの書類は、当選後の書類審査（9 月）の際、提出又は提示して資格について証明していただきます。



証明する内容		証明書類（例）	発行場所・お問い合わせ	詳細
2 居住要件	①	住民票（本籍記載のもの） ※令和 7 年 7 月 4 日以降発行の原本	お住まいの役所（区市町村）	12 頁
	②	住民票の除票 ※転出入をしている場合	以前にお住まいの役所（区市町村）	
	③	戸籍の附票 ※転出入をしている場合で住民票の除票で証明できない場合	本籍地の役所（区市町村） ※ 1	
3 遺骨との関係	①	戸籍（除籍）謄本（原本）	本籍地の役所（区市町村） ※ 1	16 頁
	②	外国人登録原票 ※外国人の親族関係の証明	外国人在留支援センター（FRESC） 出入国在留管理庁総務課出入国情報開示係	13 頁
	③	住民票又は住民票の除票 ※事実婚関係の証明 ※同一世帯であり、続柄欄に「夫又は妻（未婚）」の記載があるもの ※令和 7 年 7 月 4 日以降発行の原本（又は生計を一にしている（いた）ことを証明する書類）	お住まいの役所（区市町村）	
	④	東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書 ※令和 7 年 7 月 4 日以降交付のもの	原則オンライン交付	13 頁
4 遺骨の状況 ※いずれか一つ	①	火葬許可証	骨壺と一緒に保管されていることが多いです（死亡届時に発行済み）	13 頁
	②	都立霊園一時収蔵施設使用許可証	都立霊園管理事務所（許可時に発行済み）	
	③	都立霊園遺骨引渡証明書	都立霊園管理事務所（引渡時に発行済み）	13 頁
	④	埋蔵（葬）証明書 又は 収蔵証明書	遺骨が埋蔵（収蔵）されている施設の墓地管理者	14 頁
	⑤	申込遺骨の戸籍（除籍）謄本（原本） ※合葬埋蔵施設（樹林型を含む）をお申込みの方のみ有効です。	本籍地の役所（区市町村） ※ 1	16 頁
5 祭祀の主宰 ※いずれか一つ	①	申込遺骨の戸籍（除籍）謄本（原本）	本籍地の役所（区市町村） ※ 1	16 頁
	②	火葬許可証	骨壺と一緒に保管されていることが多いです（死亡届時に発行済み）	13 頁
	③	葬儀一式の領収書	葬儀社	15 頁
	④	会葬礼状		15 頁
	⑤	葬儀執行証明書	葬儀社	15 頁
	⑥	法要証明書（寺院等の証明書）	寺院等	16 頁

※ 1 本籍地以外の区市町村の役所でも請求できる場合があります。

必要書類についての補足

2-①住民票

申込者は、申込期間満了日（令和7年7月4日）時点で、一般・芝生・立体埋蔵施設の場合は都内に継続して5年以上、合葬埋蔵施設（樹林型を含む）の場合は継続して3年以上居住していることが必要であり、それを住民票で証明していただきます。

なお、八柱霊園の申込者は、都内又は松戸市に継続して5年以上、八柱霊園合葬埋蔵施設の場合は継続して3年以上居住していることが必要であり、それを住民票で証明していただきます。

居住要件の期間内に都内で転出入している場合（八柱霊園の申込者は、都内又は松戸市内で転出入している場合）、書類審査の際に「住民票の除票」が必要になります。その場合、現在居住の区市町村の住民票に加え、従前住所の区市町村発行の「住民票の除票」を提出してください。

※合葬埋蔵施設（樹林型を含む）では、存命の埋蔵予定者も申込者同様に居住要件を満たしている必要があります。

※居住要件の期間内に都内で複数回転出入している場合（八柱霊園の申込者は、都内又は松戸市内で転出入している場合）は、現在の居住地の住民票に加え、要件期間の従前居住地の「住民票の除票」が必要です。

※住民票の除票で証明できない場合、「戸籍の附票」でも証明できる場合があります。

例1)

多磨霊園一般埋蔵施設を申し込む方で、5年の間（2020年（令和2年）7月5日以降）に都内A市から都内B区に転入し、現在に至る場合



- ①現在居住の都内B区で住民票を発行してもらいます。
- ②従前居住していた都内A市で「住民票の除票」を発行してもらいます。
- ③書類審査時に①都内B区の住民票と②都内A市の「住民票の除票」をそろえて提出してください。

例2)

八柱霊園合葬埋蔵施設を申し込む方で、3年の間（2022年（令和4年）7月5日以降）に都内C区から松戸市に転入し、現在に至る場合



- ①現在居住の松戸市で住民票を発行してもらいます。
- ②従前居住していた都内C区で「住民票の除票」を発行してもらいます。
- ③書類審査時に①松戸市の住民票と②都内C区の住民票の除票をそろえて提出してください。

3-①戸籍謄本 詳細 16 頁

3-②外国人登録原票

外国人の方が親族関係等を証明する場合、「外国人登録原票」により証明していただく場合があります。「外国人登録原票」はご本人が直接法務省に開示請求し、取得してください。

開示請求の詳細は、以下でご確認ください。

出入国在留管理庁総務課出入国情報開示係

所在地：〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13F

電話：03-5363-3005

窓口／電話受付時間：9:00 から 17:00 まで（土・日・祝・年末年始を除く）

※居住要件については、2012年（平成24年）7月9日から外国人の方についても区市町村において住民票が発行されることになりましたので、住民票により証明することができます。

※「外国人登録原票」については、発行まで日数がかかる場合があります。審査書類を期日までに提出する必要があるため、当選後は速やかに取得してください。



出入国情報開示係

3-④東京都パートナーシップ宣誓制度

東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書の交付については、こちらのQRコードをご参照ください。



東京都パートナーシップ
宣誓制度受理証明書交付
の手順

4-① 5-② 火葬許可証

第999号		死体火(埋)葬許可証	
死亡者の本籍	東京都〇〇市〇〇町〇〇丁目△番地	申込遺骨名	申込者名
死亡者の住所	東京都〇〇市〇〇町〇〇丁目△番地XX号		
死亡者の氏名	協会一郎		
性別	男		
出生年月日	昭和11年10月27日	申込者印	イメージ図
死因	その他		
死亡年月日時	令和2年8月1日午後10時50分	申込者名	イメージ図
死亡の場所	東京都〇〇市〇〇町11番15号		
火葬の場所	東京都〇〇市■■火葬場	申込者印	イメージ図
申請者の住所氏名及び死亡者との続柄	協会令子 妻		
令和2年〇月〇日		東京都〇〇市長 東京 市子 印	

※注意※ 「火葬証明書」では
証明書類として認められません。
書類の名称にはご注意ください。

イメージ図

4-③ 都立霊園遺骨引渡証明書

遺骨引渡証明書	
死亡者の本籍	東京都〇〇区〇〇
死亡者の住所	東京都〇〇区〇〇1-1-1
死亡者の氏名及び性別	東京 太郎 性別 (男) 女
死亡年月日	明・大・昭(平) 令 △ 年 △月△△日
埋蔵又は火葬の場所	〇×〇×〇×〇
埋蔵又は火葬の年月日	明・大・昭(平) 令 △ 年 〇×月〇△日
遺骨が埋蔵又は収蔵されていた施設名・使用者番号・使用者名	番 所定の場所保管 一時 使
埋蔵又は収蔵の期間	〇×年 〇月△×日～ ××年 △月〇×日

「所定の場所保管」の記載がある場合は
その遺骨でのお申し込みは
八柱霊園の合葬埋蔵施設に限られます。

イメージ図

4-④埋蔵（葬）証明書・収蔵証明書

下記の施設を申し込まれた方のうち申込遺骨を公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方は、当選後の書類審査の際に埋蔵（葬）・収蔵証明書が必要です。

八柱・多磨・雑司ヶ谷・青山・谷中・染井霊園一般埋蔵施設／八柱霊園芝生埋蔵施設
染井霊園立体埋蔵施設／八柱・小平・多磨霊園合葬埋蔵施設／多磨・雑司ヶ谷霊園樹林型合葬埋蔵施設

<作成例①>

・寺院等の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵の場合

埋蔵（葬）・収蔵証明書	
申請者住所	新宿区歌舞伎町 2-44-1-306
氏 名	霊園 桜（遺骨からみた続柄）長女
1 死亡者氏名（本名）	庭園 梅子
2 死亡年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
上記 庭園梅子 様のご遺骨を当院の墓地（納骨堂）に埋蔵（葬）・収蔵してあることを証明します。	
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	
寺院名	宗教法人 △△寺
所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地
代表役員	〇〇 〇〇 (代表者印又は法人印)

<注意事項>

- 1 埋蔵（葬）・収蔵場所が遠方の場合は、証明書の取得に時間がかかることが予想されます。当選後速やかにご準備ください。
- 2 上記の作成例①②に示した事項が記載されているものであれば、様式を問いません。
- 3 死亡者氏名（本名）は、戸籍上の文字で正確にご記入ください（戒名不可）。
- 4 証明書の証明印は、宗教法人として登録されている代表者印又は法人印でなければなりません。
- 5 書類審査時にこの証明書を提示していただく際には、証明印にかかる印鑑登録証明書を提出（提示）していただく場合があります。
- 6 証明書の写しや遺骨を預けたときの領収書等は、証明書の代わりにはなりません。
- 7 個人墓地又は共同墓地の場合は、上記作成例②のように当該地が墓地であることを市区町村長等から埋蔵（葬）証明書の末尾に証明してもらうか、別途証明書を発行してもらうことが必要となります。
- 8 小平霊園、八王子霊園の申込みは、改葬骨でない申込遺骨（新骨）をお持ちの方のみとなりますので埋蔵（葬）・収蔵証明書では遺骨の証明書類として取り扱いできません。

<作成例②>

・個人又は共同の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵の場合

埋蔵（葬）・収蔵証明書	
申請者住所	新宿区歌舞伎町 2-44-1-203
氏 名	協会 太郎（遺骨からみた続柄）長男
1 死亡者氏名（本名）	協会 一郎
2 死亡年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
上記 協会一郎 様のご遺骨を〇〇市〇〇町〇〇番地の個人（共同）墓地に埋蔵（葬）・収蔵してあることを証明します。	
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	
住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地
墓地管理者	〇〇 〇〇（墓地管理者印）
〇〇市〇〇町〇〇番地は墓地であることを証明する。 市区町村長又は保健担当部署の長の印（公印）	

5-③葬儀一式の領収書

宛先が申込者名となっているもの

〇葬儀一式の領収書

No.123456789

領 収 書

令和 2 年 4 月 5 日

協会 太郎 様

金 880,000 円

故 協会 一郎 様 御 葬 儀 代 として

上記正に領収致しました。

収入印紙

印

新宿〇〇葬儀社(株)

新宿区歌舞伎町〇〇

電話:〇〇-〇〇〇〇-〇〇

イメージ図

※「葬儀費用・葬儀一式、御葬儀代」以外では認められません。

5-④会葬礼状

申込者名が喪主として記載されているもの

※喪主様が連名となっている場合は別途他の喪主から所定の同意書を提出していただく場合があります。

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

親 〇 〇 〇 〇

戚 〇 〇 〇 〇

一 〇 〇 〇 〇

同 〇 〇 〇 〇

喪主 〇 〇 〇 〇

故母〇〇〇〇の葬儀に際しましてはご多忙中にも拘わらず遠路わざわざ御弔問御会葬くださり、そのうえお心のこもる御香資をいただき有難く御礼申し上げます。
早速お伺いの上御挨拶申し上げますが略儀ながら書面にて真心より御礼申し上げます。
令和〇〇年〇〇月〇〇日

申込遺骨名

葬儀の当日に弔問された方へお渡ししたもののみ有効です。
葬儀の後に作成、送付した挨拶状等は証明として認められません。

イメージ図

5-⑤葬儀執行証明書

葬儀執行証明書

葬儀年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

故人名 東京 庭子 様

喪主氏名 東京 公子 様

上記のとおり葬儀を執行した事を証明いたします。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

証明者

代表者 〇〇 〇〇

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

社判

申込者の東京公子さんが、東京庭子さんの葬儀の喪主であることを証明する書類の例です。

申込遺骨名

申込者名

社判もしくは法人印が必要です。個人印では認められません。

イメージ図

葬儀執行証明書
テンプレート

5-⑥法要証明書

法要証明書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に、
故 東京 太郎の〇回法要を
施主 東京 花子が執り行ったことを
証明します。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

寺院名 宗教法人△△寺
所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地
代表役員 〇〇 〇〇
(代表印または法人印)

申請者の東京花子さんが、
申込遺骨の東京太郎さんの法事の施主である
ことを証明する書類の例です。

申込遺骨名

申込者名

代表印または法人印が
必要です。

イメージ図

3-①4-⑤5-①戸籍謄本

(1の1) 全部事項証明

本 籍	東京都〇〇市〇〇町〇〇丁目△番地
氏 名	協会 一郎
戸籍事項 戸籍改製	【改正日】平成14年7月27日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改正
戸籍に記載されている者	【名】一郎 【生年月日】昭和11年10月27日 【父】協会太一 【母】協会花子 【続柄】長男
除 籍	申込遺骨である協会一郎さんは死亡 のため除籍と記載されていること。
身分事項 出 生	【出生日】昭和11年10月27日 【出生地】神奈川県〇〇市〇〇区 【届出日】昭和11年10月30日 【届出人】父
婚 姻	【婚姻日】昭和33年12月15日 【配偶者氏名】公園令子 【従前戸籍】神奈川県〇〇市〇〇区△△町1番地 協会太一
死 亡	【死亡日】令和2年8月1日 【死亡時分】午後10時50分 【死亡地】東京都〇〇市 【届出日】令和2年8月3日 【届出人】親族 協会令子
戸籍に登録されている者	【名】令子 【生年月日】昭和13年6月10日 【父】公園春夫 【母】公園アキ子 【続柄】二女
身分事項	【祭祀の主宰の証明をする場合】 申込遺骨の死亡届出人が 申込者である協会令子さんと記載 されていること。

イメージ図

※区市町村により様式・記載方法が異なる場合がありますので、必要な事項が記載されているか、必ず確認してください。

5-②火葬許可証 詳細 13 頁

●申込みに伴う注意事項

1. 申込みは、インターネット申込み又は郵送申込みのいずれかの方法で資格のある方1人（1世帯）1か所限りです。 詳細 19 頁



多くの都民の方に公平に応募の機会を設けるため、二重申込みは厳正に確認作業を実施しています。いかなる理由であっても受付できません。

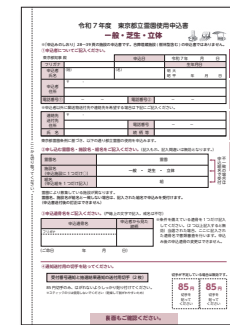
2. 申込み後は「組名」「申込者氏名」「申込遺骨名」「埋蔵予定者名」の変更・訂正はできません。申込書の記載内容が事実と異なっている場合は失格となります。



ただし、申込期間中（令和7年7月4日（金）まで）であれば申込内容の変更が可能な場合があります。 詳細 20 頁



3. 専用封筒の中には、申込書以外のものを絶対に入れないでください。なお、誤って申込書に同封された書類は審査には用いず、公益財団法人東京都公園協会により責任をもって廃棄させていただきます。



令和7年度は
赤の申込書です！
緑× 青×



一度受理した書類は
原則として
お返しできません



4. 氏名に常用漢字以外の漢字が含まれる場合類似の常用漢字に置き換えて取り扱う場合がありますのでご了承ください。



5. 毎年、当選された方で親族の了解がとれず辞退される方がいらっしゃいます。申し込む前に親族間で十分にお話合いのうえお申込みください。

6. 都立霊園は、分骨による申込みはできません。

○ 本骨には
火葬許可証又は改葬許可証が
添付されています。



× 分骨には
火葬証明書又は分骨証明書
のどちらかが添付されています。



○ 本骨
埋・火葬許可証
死体(胎)火葬許可証
死体埋火葬許可証
など(自治体により
名称が異なる場合あり)
が添付されています。

× 分骨
火葬証明書
分骨証明書
のどちらかが、
添付されています。



7. 「祭祀の主宰者」であることは都立霊園の申込条件です。

※遺骨・生前／生前申込を除く

「祭祀の主宰者」とは・・・申込遺骨に対して次のいずれかが当てはまる方

死亡届出人となった方

火葬許可の申請を行った方

葬儀の喪主を務めた方

法事の施主を務めた方



8. 現在、都立霊園の使用者の方が申し込む場合

- 都立霊園の一時収蔵施設に預けている方
必要な更新手続きを行わず、使用期間満了後、**1か月以内**に遺骨の引き取りをされないと「所定の場所
保管」となり、その遺骨での申込みは「**八柱霊園合葬埋蔵施設**」に限られます。
- 現在、都立霊園の使用者の方（一時収蔵施設に預けている方を除く）は、各施設の募集の詳細（28 頁
～ 57 頁）の注意事項をご覧ください。

霊園・施設によっては
お申込みできない
ことがあります

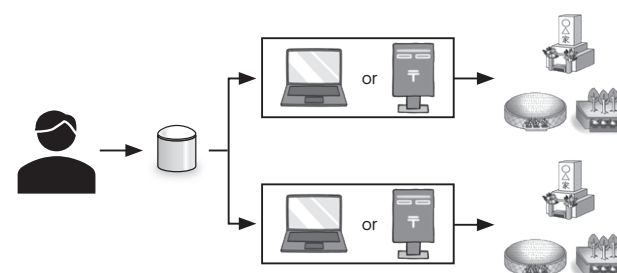


●二重申込みにご注意ください

次のような場合はすべて
二重申込みのため無効となります

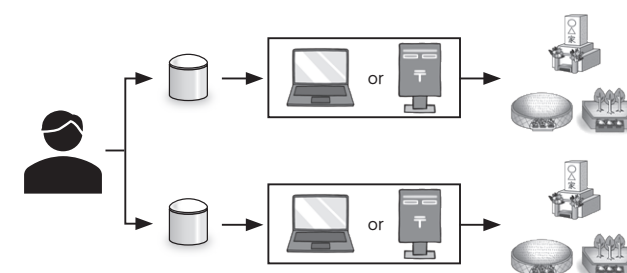


× 同一人が同一遺骨で複数の申込み



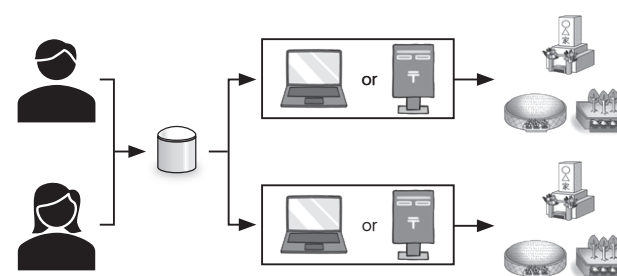
- 例 1) 父の遺骨で多磨霊園の TA01 組 TA05 組に申し込んだ
例 2) 同一人がインターネットと郵送の両方で申し込んだ

× 同一人が複数遺骨で複数の申込み



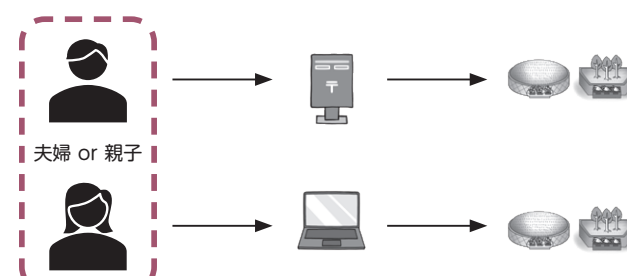
- 例 3) 父の遺骨で多磨霊園の TA01 組を
母の遺骨で八柱霊園の YH03 組に申し込んだ
例 4) 合葬埋蔵施設の遺骨申込区分と
遺骨生前申込区分の両方を同一人が申し込んだ

× 複数人が同一遺骨で同一または複数の申込み



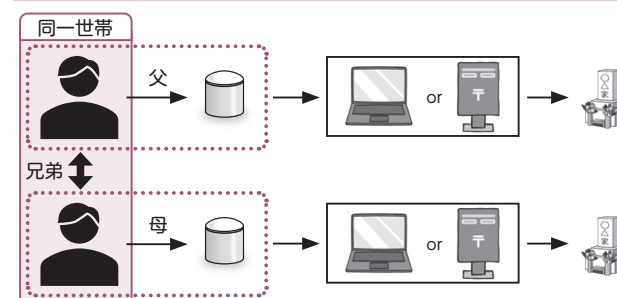
- 例 5) 兄弟姉妹が、父親の遺骨でそれぞれ申し込んだ
例 6) お墓の相談をした石材店が本人に確認せず申込みを
代行し、また本人もそのことを確認せず申し込んだ

× 複数人が同一人の生前申込

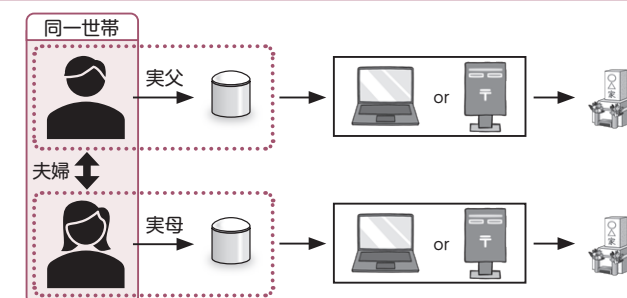


- 例 7) 夫婦それぞれが申込者となりお互いを埋蔵予定者で
生前 2 体用に申し込んだ
例 8) 親が自分のために郵送で申込み
さらに子が親の名前でインターネットから申し込んだ

× 同一世帯で複数人が申込み（合葬埋蔵施設を除く）



- 例 9) 兄が父の遺骨で八王子霊園の HA01 組に
同一世帯の弟が母の遺骨で八柱霊園の YH01 組に
申し込んだ



- 例 10) 夫が実父の遺骨で八王子霊園の HA01 組に
妻が実母の遺骨で八柱霊園の YH01 組に申し込んだ
※抽選が有利になると認められるケース

※抽選が有利になると認められるケースとは…

一般埋蔵施設の場合、法律で定められた親族の範囲（血族 6 親等、配偶者、姻族 3 親等）であれば埋蔵が可能です。
例 10 のケースでは、夫が当選、妻が落選した場合でも妻の両親の遺骨を夫の当選した墓所に埋蔵が可能です。
したがって夫婦それぞれが別々の遺骨で申込みを行った場合でも同一世帯の抽選確率が上がり有利になると認められ、失格（無効）となります。



その他上記の例に類するものと認められる場合には無効となるケースもあります。

●申し込み後、誤りに気が付いた場合

申し込み後に誤り（申込者、組名、申込遺骨）に気が付いた場合、申込期間中（令和7年6月13日（金）～令和7年7月4日（金））であれば訂正することが可能です。

■インターネット申込みの場合

1. 都立霊園申込画面に作成したログインIDとパスワードでログインしてください。

<https://bosshu.tokyo-park-reien.jp/login.php>



東京都立霊園
インターネット申込

2. 「申込みの取消し」ボタンをクリックしてください。



メニュー

この画面が表示されている方は、霊園の申込み手続きをすべて完了しています。以下の「申込み情報の照会」ボタンより申込み情報の確認ができます。

下記のボタンから操作を選択して下さい。

申込み情報の照会

申込みの取消し

クリック

3. 「取消し」ボタンをクリックしてください。

申込みの取消し

申込みを取消す場合は下の「取消し」ボタンを押してください。
※なお、申込みの「取消し」と同時に、「申込者情報」も削除されます。

申込者氏名（漢字）	
申込者氏名（カナ）	
生年月日	
郵便番号	
住所	
電話番号	
霊園名	
施設名	
申込区分	
組名	
申込遺骨（埋蔵予定者）1	
申込遺骨氏名（漢字）	
申込遺骨氏名（カナ）	
続柄	

戻る

取消し

クリック

4. 再度、正しい内容でお申込みください。

なお、申込みの「取消し」と同時に「申込者情報」（ユーザID、パスワード、メールアドレス）も削除されます。

※再度申し込む場合に取消前と同じメールアドレスやパスワードを使用しても問題ありません。

■郵送申込みの場合

1. お手数ですが、申込書を再度入手して正しい申込内容で再度郵送してください。その後次の取下げ処置をしてください。



2. 【申込みの取下げ受付期間】に、誤った内容の申込書を取り下げてください。誤って二重申込みされた方も対応いたします。



【申込みの取下げ受付期間】

令和7年7月7日（月）～令和7年7月11日（金）
9:00～17:00

【取下げ受付窓口】

公益財団法人東京都公園協会霊園課
（住所：裏表紙参照）

※電話や手紙による取下げ申請はできません

【必要書類等】

- ①取下手続書（上記、窓口にあります。）
 - ②申込者の実印
 - ③申込者の印鑑登録証明書（令和7年4月12日（土）以降発行のもの）
- ※必要書類等に不備があった場合申請は無効になります。

申し込み後から使用開始までの流れ

抽選

書類審査

使用料の納入

使用許可証
の交付

使用開始

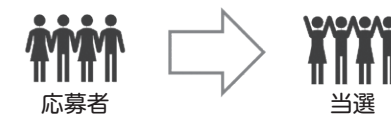
●抽選

①受付番号通知

有効な申込みに対し、令和7年8月6日（水）以降、受付番号をインターネット申込みの方にはメールで、郵送申込みの方にはハガキでお知らせします。通知後、受付状況（倍率）の発表をインターネット（都立霊園公式サイト『TOKYO 霊園さんぽ』）などで行います。 TOKYO 霊園さんぽ



②抽選



公園協会公式
YouTube チャンネル

【期 日】 令和7年8月15日（金）

【抽選方法】 一連番号方式による抽選を行います。

抽選会は無観客で実施し、東京都公園協会公式 Youtube チャンネルにて抽選の様子をライブ配信いたします。
※抽選会の視聴は、当選・落選には関係ありません。

一連番号方式とは

抽選番号の桁ごとに0～9の数字を付番した計10個の玉を抽選器から出し、取り出した順番を各桁の順位とします。各桁の数字を順番に組み合わせ、すべての受付番号の当選順位を決めます。

その後「当選番号」以外の一定数（※）は「補欠」とし、補欠の「順位」が決まります。一連番号方式は、公的な機関において広く採用されている抽選方法です。

※補欠数は原則として、各組の当選数と同数とします。



一連番号方式
について

当選墓所の決定

各組の当選順位により、面積の大きい順（同一面積の場合は墓所番号の若い順）に墓所を割り当てます。使用場所の選択や交換・変更はできません。

③抽選結果の発表

都立霊園公式サイト「TOKYO 霊園さんぽ」・各都立霊園窓口・東京都公園協会霊園課窓口にて順次公開いたします（令和7年10月3日（金）まで）。

※電話による抽選結果のお問い合わせは一切お受けしていません。

④抽選結果の通知 令和7年9月1日（月）以降

受付番号をお知らせした全員に、抽選結果をインターネット申込みの方にはメールで、郵送申込みの方にはハガキでお知らせします。

インターネット申込みの方

メールでお知らせします



郵送申込みの方

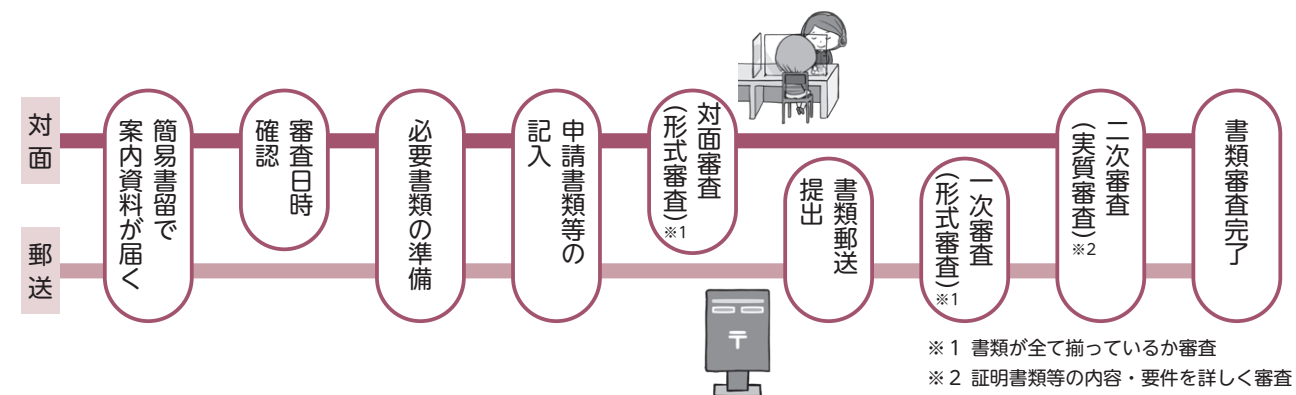
ハガキでお知らせします



●書類審査 ※申込みされた「施設」により、対面または郵送の審査となります。

書類審査の案内

当選者には、抽選結果通知送付の翌週までに簡易書留にて当選墓所・書類審査日時等をお知らせします。併せて書類審査までにご準備いただく資料（証明書類など）についてのご案内も送付します。また、書類審査前に当選墓所を実際にご覧になることをお勧めいたします。



対面による書類審査 【一般・芝生・立体埋蔵施設】

申込資格確認等のため、対面で審査を行います（詳細については、当選された方へ別途お知らせします）。

【期 日】令和7年9月22日（月）以降、指定された日時
※具体的な審査日・審査会場等は当選された方へ別途お知らせします。

【必要書類】お申込みの組によって必要書類が異なります。抽選結果通知後に当選者へ送付される資料をご確認ください。

審査会場へは当選者本人がお越しください。健康上の理由などやむを得ず当選者本人が来られない場合は、申請内容の説明が可能な親族等代理の方が審査を受けることも可能です。
※必要事項の確認が取れない場合、再審査になることや申込資格が認められない場合がございますのでご注意ください。

郵送による書類審査 【合葬・樹林型合葬埋蔵施設 / 一部の一般埋蔵施設等】

申込資格確認等のため、郵送で審査を行います。当選者に送付されるご案内に基づいて必要書類を準備し、期日までにご送付ください。

【期 日】令和7年10月3日（金）消印有効

【必要書類】お申込組によって必要書類が異なります。抽選結果通知後に当選者へ送付される資料をご確認ください。

※消印有効。期日を過ぎた場合は原則として失格となります。
※指定された必要書類以外は送付しないでください。
※審査書類の電子申請に対応している組もございます（マイナンバーカードが必要です）。詳細につきましては送付される資料をご確認ください。



書類審査時の注意事項（対面・郵送審査）

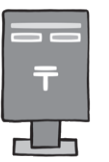
- ・当選者が書類審査期間中に審査を受けなかった場合、棄権とみなします。
- ・書類審査期間中に必要書類を提出・提示できない場合、失格となります。

提出書類に対し確認事項があった際、電話連絡させていただく場合がございます。至急書類をご用意いただく等の対応も必要になる場合がございますので、留守番電話の設定等をお願いします。連絡が取れずに書類が整わない場合は失格となりますので電話番号は必ず連絡の取れるものを申込書の電話番号①・②欄にご記入ください。電話番号②には、申込者以外にご家族の方などを第二連絡先として記入することもできます。

- ・申込者が亡くなった場合、一定条件を満たしている方に限り申込者の立場を引き継いで書類審査を受けることが可能です。詳細につきましてはご相談ください。
- ・遺骨の証明書類（火葬許可証）・祭祀の主宰者であることの証明書類（葬儀の領収書等）の原本を除き、その他提出いただいた書類は返却できません（責任をもって廃棄します）。



遺骨の証明書類・祭祀主宰の証明書類につきましては対面審査時は原本とコピーをお持ちいただき確認して原本を返却いたします。また、郵送審査時はこれらのコピーの送付をお願いします。



●使用料及び管理料の納入



納入通知書の到着

重要	特定記録	〒〇〇〇 ●●●● 東京都新宿区歌舞伎町2-4-1 新宿 花子 様	料金後納 郵便
公益財団法人東京都公園協会 公園事業部墓園課			

使用料・管理料が記載された「納入通知書」により、銀行窓口・銀行ATM・Pay-easy（一部インターネットバンキング可）でお支払いください。
詳細は「金融機関一覧」を同封いたしますので、ご確認ください。

令和7年11月上旬頃発送（予定）

約2週間

令和7年11月下旬頃納入期限まで

※納入期限までにお支払いがない場合、墓所の使用を棄権したものとします。

※一度納入した使用料・管理料はお返しできませんのでご注意ください。

ただし、使用許可を受けた日から3年以内に施設の返還手続きを完了した場合に限り、使用料のうち半額をお返しいたします。

管理料とは



- ・霊園の園路、トイレ、水汲み場等施設、緑地を含む共用部分の維持管理経費の一部として1年度分を毎年1回お支払いいただくものです。
- ・納入額は1㎡当たりの単価または墓所の種類ごとに決められています。（1㎡未満の端数がある場合は1㎡に切り上げて計算します。）
- ・管理料は、使用許可日の属する月の分からその年度末までの分を月割りで計算した額です。

※染井霊園立体埋蔵施設、八柱・多磨・小平霊園合葬埋蔵施設、多磨・雑司ヶ谷霊園樹林型合葬埋蔵施設については、使用料に管理料が含まれているため、年間の管理料はかかりません。

令和7年度の1㎡当たりの料金

施設	料金（円）
一般墓所（㎡）	750
芝生墓所（㎡）	930



分割納入について

使用料が50万円を超える施設をご使用予定の方は、下記のように4回まで分割して支払うことができます。2回目以降の残額分は、お選びいただいた分割回数に応じて均等に分割して支払うことができます。

パターンA

使用料50万円以上、100万円以下の施設

- 1回目：50万円
 - 2回目：〇万円
 - ↓
 - 4回目：〇万円
- 均等に分割

パターンB

使用料100万円を超える施設

- 1回目：使用料の半額
 - 2回目：〇〇万円
 - ↓
 - 4回目：〇〇万円
- 均等に分割

※分割納入を希望の方は、書類審査時にご相談ください。後日、分割納入に変更することはできません。
※分割回数毎の納入期限までに支払いがない場合、使用許可が取り消されますのでご注意ください。

●使用許可証の交付 ※令和7年12月を予定

- ・使用料及び管理料を納入期限までに納入された方に「埋蔵施設使用許可証」を交付します。
 - ・郵送代は審査時に郵便切手（郵送料＋簡易書留料／施設によって異なる）をあらかじめいただきます。
 - ・使用許可証は、施設ごとの「使用の手引」等の案内と共に、使用許可を受けた方の住所へ簡易書留にて送付されます。
 - ・使用許可証が届きましたら、工事・ご納骨が可能となります。
 - ・申込遺骨は、使用許可を受けた日から3年以内に埋蔵しなければなりません。使用許可日から3年以内に埋蔵しない場合は、使用許可が取り消されます。
- ※「使用の手引」をよくお読みになってからご利用ください。

埋蔵施設 使用許可証			
使用者	使用者管理番号		
氏名	東京 花子		
住所	東京都新宿区歌舞伎町〇〇—〇〇		
令和〇年〇月×日			
東京都知事 〇〇 〇〇 印			
霊園名	〇△霊園		
使用施設	第〇〇区 ×種 ×〇側 △△番〇		
使用期間	*****		
使用面積	4.00平方m	使用料	〇〇〇〇〇〇円

●繰上当選

当選を辞退した方や書類審査で失格になった方等がいた場合、抽選で決定された補欠順位の上位の方から順に、繰上当選とします。



繰上当選となった方には、書類審査日時や当選墓所を簡易書留にて順次お知らせします。



- ・補欠繰上当選者のうち、インターネット申込みの方に限り、簡易書留送付以前に繰上当選のお知らせをメールにて通知いたします。
- ・補欠の繰上状況は、都立霊園公式サイト『TOKYO 霊園さんぽ』のほか都立8霊園の窓口・本社霊園課窓口にて定期的にご確認いただけます。

最終繰上：令和7年12月下旬予定



インターネット申込みの方



郵送申込みの方



繰上当選

メールでいち早くお知らせ

メール通知

簡易書留でお知らせ



繰上当選

簡易書留でお知らせ



繰上当選の流れ

令和7年11月～令和8年1月
書類審査

令和8年2月
使用料及び管理料の納入

令和8年3月
使用許可証交付

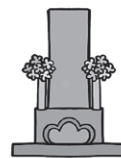
※補欠の権利は次年度へ繰り越されませんのでご注意ください。
※12月下旬までに連絡がない場合は、落選となります。



●使用上の注意・制限等【一般墓所施設】

使用許可証を受領後、お墓（埋蔵施設）の工事手続きが可能となります。

墓所（使用許可範囲内）は、使用者ご自身に責任を持って管理していただきます。建墓される前でも隣接墓所のご迷惑にならぬよう雑草等の処理は忘れずに行ってください。皆様がご使用になる霊園の園路、トイレ、水くみ場の清掃等各種施設を維持管理する経費として毎年1回管理料を納めていただきます。



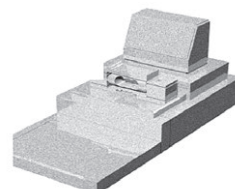
■一般埋蔵施設（多磨霊園／小平霊園／八柱霊園／青山霊園／谷中霊園／染井霊園／雑司ヶ谷霊園）

- 1 整地工事
墓石・カロート（納骨室）等の設置工事に際しては将来墓石の傾き等が発生しないよう、使用者の負担により、地固め、根切り等を十分に行ってください。
- 2 囲障の設置義務（3m²以下の墓所を申込みの方は、下記の太枠欄をご覧ください）
使用する区画を明確にするため、高さ80cm以内の囲障を使用許可日から3年以内に設置すること（使用者の負担）が義務付けられています。なお、設置位置等について、詳しくは各霊園にお問い合わせください。
- 3 墓碑の高さ制限
墓碑を設置する場合は、高さ3m以内、盛土35cm以内とするなどの制限があります。墓碑の設置義務はありませんが設置する場合は使用者の負担となります。なお、カロート（納骨室）は設置されていません。
- 4 一墓所一墓石一家名
墓碑を設置する場合は、一墓所に一墓石とし、家名を表示する場合は、原則として一家名を刻字していただきます。
- 5 墓所内の植樹
墓所内に植樹することはできますが、低木の樹種に限られますので各霊園にお問い合わせください。なお、落葉や根、雑草、実生木等により近隣の墓所に迷惑のかからないよう十分な管理が必要です。
- 6 墓所工事
墓所の工事については、事前に工事施工届の提出が必要です。使用面積に応じた土地の一時使用料がかかります。詳しくは各霊園にお問い合わせください。

【小区画墓所について】

都立霊園では、多くの方に使用していただくために、3m²以下の小区画墓所の提供を増やしています。歴史ある都立霊園では、整然とした良好な霊園環境を守っていきたくて考えておりますので新たな小区画墓所の使用者の方は、周辺の墓所との調和をとりながら小さな区画に適した墓石を、下記の点に配慮して設置していただくようお願いいたします。

- (1) 周辺の墓石等とのバランス
 - ・墓石の位置、向き、前面の位置等を周辺の墓所と合わせてください。
 - ・周囲の墓所に比べて、著しく背の高い等の墓石は避けてください。



一体型墓石の図

- (2) 用地の有効利用
 - ・一般埋蔵施設は、使用区画を明確にするため、囲障の設置が義務付けられていますが、小区画墓所については囲障と墓石の土台を一体化することや、囲障を簡易な柵に替えることが認められています。
 - ・一体型の墓石を設ける際は、その自重に耐えるための基礎工事が必要です。基礎工事不足が原因とみられる墓石の傾きが発生しています。十分ご注意ください。基礎工事が不十分なために墓石が傾いた場合は、自費での復旧となります。

●使用上の注意・制限等【芝生墓所施設】

使用許可証を受領後、お墓（埋蔵施設）の工事手続きが可能となります。

墓所（使用許可範囲内）は、使用者ご自身に責任を持って管理していただきます。



■芝生埋蔵施設（八柱霊園／八王子霊園）

- 1 墓碑の設置
墓碑の設置義務はありませんが、設置する場合は使用者の負担となります。施設に附属するカロート、台石等の形状を変更することはできません。
- 2 墓碑の高さ制限
墓碑を設置する場合は、高さ（カロートふたから60cm以内）、幅及び奥行きなどに制限があります。
- 3 線香立てについて
芝生の火災予防のため、線香立てを設置する場合は線香を寝かせて使用するものにしていただきます。
- 4 家名の刻字
家名を表示する場合は、原則として一家名を刻字していただきます。
- 5 墓所内の植樹等
生垣、盛土、仕切り、植樹等は一切できません。また、卒塔婆立てを置いたり、囲障を設置することもできません。
- 6 墓所工事
墓所内の墓石工事等をする場合は、事前に工事届の提出が必要です。使用面積に応じた土地の一時使用料がかかります。詳しくは、各霊園にお問い合わせください。

●使用者の責務等

都立霊園の使用者は、「墓地、埋葬等に関する法律」、「同施行規則」、「東京都霊園条例」、「同施行規則」等に定める規定を遵守し、適正に使用しなければなりません。



お墓の使い方

〈使用者に係わる東京都霊園条例等の主な規定〉

- 1 使用施設を他の者に転貸したり、譲渡することはできません。
- 2 使用者の死亡等により、使用者の地位を承継する場合は、遅滞なく知事に申請し、その許可を受けなければなりません。なお、承継者は、祖先の祭祀の主宰者でなければなりません。
- 3 埋蔵施設を使用しなくなったときは、ただちに知事に届け出るとともに、施設を原状に回復しなければなりません（工事費用は使用者の負担となります）。
- 4 知事は、次に該当するときは、使用許可の取消し等の処分を行うことができます。
 - (1) 許可を受けた日から3年を経過しても申込遺骨を埋蔵・収蔵しないとき。
※生前申込の埋蔵予定者を除く。
 - (2) 使用料を納めないとき。
 - (3) 管理料を5年間納めないとき。
 - (4) 条例等の規定・命令に違反しているとき。
 - (5) 許可に付する条件に違反しているとき。
 - (6) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。※使用許可の取消しの処分を受けた場合、納入した使用料及び管理料はお返しできません。



- ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。
- ⚠️ 分骨による申込みはできません。
- ⚠️ 都立霊園使用中の方は現使用墓所の返還が条件です。
- 下記の全ての申込資格にあてはまり、証明書類を提出可能な方が申込みできます。

要 件	申 込 資 格	証明書類（原本に限る） （申込時点では必要ありませんが、書類審査の際に必要となります）	
居住要件	申込者本人が、申込期間満了日（令和7年7月4日）において、都内に継続して5年以上居住しており、それを住民票で証明できること	① 本籍記載の住民票	
		② 住民票の除票（5年の間に都内で転出入している場合）	12 頁
遺骨との関係	申込遺骨から見て、親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族、事実婚関係、パートナーシップ関係）である方	戸籍謄本等（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの） ※胎児の遺骨で申し込む場合	
			16 頁 10 頁
遺骨の状態	現在守っている遺骨がある方 【例】 ①自宅に安置している方 ②都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 ③公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	※下記の①～③のいずれか1つ	
		① 火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります）	13 頁
		② 都立霊園一時収蔵施設使用許可証 又は遺骨引渡証明書	13 頁
		③ 埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書	14 頁
祭祀の主宰者	申込遺骨に対し、 ①死亡届出人となった方 ②火葬許可申請者となった方 ③葬儀の喪主を務めた方 ④法事の施主を務めた方 上記のいずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方 ※右記の①、②は前述の「遺骨との関係」、「遺骨の状態」の書類と兼用できることがあります。	※下記の①～④のいずれか1つ	
		① 戸籍謄本（申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっているもの）	16 頁
		② 火葬許可証（申込者が、申請者となっている申込遺骨のもの）	13 頁
		③ 葬儀一式の領収書（宛名が申込者）又は会葬礼状（申込者が、葬儀の喪主であることが確認できるもの）	15 頁
		④ 法事の際の寺院等の証明書（申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できるもの）	16 頁
注意事項			
・令和7年7月4日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から180日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります（一時収蔵施設使用者 詳細 18 頁）。			
・当選された場合、書類審査時に申込者の実印・印鑑登録証明書（令和7年7月4日以降発行のもの）が必要です。			

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

多磨霊園（一般埋蔵施設）

使用料㎡単価：922,000 円 管理料㎡単価：750 円

組 名	募集数	区画面積（㎡）	使用料（貸付時のみ）（円）	管理料（年1回）（円）
TA01 組	10	7.15 ～ 7.95	6,592,300 ～ 7,329,900	6,000
TA02 組	40	5.55 ～ 6.00	5,117,100 ～ 5,532,000	4,500
TA03 組	5	4.45 ～ 4.85	4,102,900 ～ 4,471,700	3,750
TA04 組	90	3.10 ～ 3.95	2,858,200 ～ 3,641,900	3,000
TA05 組	40	2.10 ～ 3.00	1,936,200 ～ 2,766,000	2,250
TA06 組	160	1.70 ～ 2.00	1,567,400 ～ 1,844,000	1,500

注）組単位の申込みとなり、抽選で決定された各組の当選順位により、面積の大きい順（同一面積の場合は、墓所番号の若い順）に割り当てられます。大きさや使用場所の選択はできません。各組の中で最も高い使用料を目安にご検討ください。

※上記施設は、再貸付墓所です。

※墓石・カロート（納骨室）等の設置工事に際しては将来墓石の傾き等が発生しないよう、使用者の負担により、地固め、根切り等を十分に行ってください。

※当選墓所の形状寸法は、区画ごとに異なります。多くの方にご利用いただくため、大きな墓所を区画割りして再貸付けしております。間口と奥行の比率が1対2.5を超える縦長の墓所を含む場合があります。

※今回お申込みをされるご遺骨は1体です（使用者になられた後に他のご遺骨も埋蔵できます）。

施設（お墓）について

申込資格等について

お申込み後から使用開始までの流れ

募集の詳細

施設（お墓）について

申込資格等について

お申込み後から使用開始までの流れ

募集の詳細

- ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。
- ⚠️ 改葬骨での申込みはできません。
- ⚠️ 分骨による申込みはできません。
- 下記の全ての申込資格にあてはまり、証明書類を提出可能な方が申込みできます。

要 件	申 込 資 格	証明書類（原本に限る） （申込時点では必要ありませんが、書類審査の際に必要となります）	
居住要件	申込者本人が、申込期間満了日（令和7年7月4日）において、都内に継続して5年以上居住しており、それを住民票で証明できること	① 本籍記載の住民票	
		② 住民票の除票（5年の間に都内で転出入している場合）	12頁
遺骨との関係	申込遺骨から見て、親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族、事実婚関係、パートナーシップ関係）である方	戸籍謄本等（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの） ※胎児の遺骨で申し込む場合	
遺骨の状態	①一度も埋蔵（葬）又は収蔵したことのない遺骨をお持ちの方で、かつ、火葬許可証を提示できる方 ②都立霊園一時収蔵施設に預けている方（改葬して預けた遺骨を除く）	※下記の①～②のいずれか1つ	
		① 火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります）	13頁
		② 都立霊園一時収蔵施設使用許可証 又は遺骨引渡証明書（改葬して預けた遺骨を除く）	13頁
		※埋蔵（葬）・収蔵証明書、改葬許可証は、この申込区分では遺骨の証明書類としての取扱いはできません。	
祭祀の主宰者	申込遺骨に対し、 ①死亡届出人となった方 ②火葬許可申請者となった方 ③葬儀の喪主を務めた方 ④法事の施主を務めた方 上記のいずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方 ※右記の①、②は前述の「遺骨との関係」、「遺骨の状態」の書類と兼用できることがあります。	※下記の①～④のいずれか1つ	
		① 戸籍謄本（申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっているもの）	16頁
		② 火葬許可証（申込者が、申請者となっている申込遺骨のもの）	13頁
		③ 葬儀一式の領収書（宛名が申込者）又は会葬礼状（申込者が、葬儀の喪主であることが確認できるもの）	15頁
		④ 法事の際の寺院等の証明書（申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できるもの）	16頁
注意事項			
・令和7年7月4日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込みはできません。（一時収蔵施設使用者 詳細 18頁）。			
・当選された場合、書類審査時に申込者の実印・印鑑登録証明書（令和7年7月4日以降発行のもの）が必要です。			

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

小平霊園（一般埋蔵施設） 使用料㎡単価：844,000 円 管理料㎡単価：750 円

組 名	募集数	区画面積（㎡）	使用料（貸付時のみ）（円）	管理料（年1回）（円）
KO01 組	15	5.60 ～ 5.95	4,726,400 ～ 5,021,800	4,500
KO02 組	10	4.80 ～ 4.95	4,051,200 ～ 4,177,800	3,750
KO03 組	35	3.10 ～ 3.90	2,616,400 ～ 3,291,600	3,000
KO04 組	10	2.30 ～ 3.00	1,941,200 ～ 2,532,000	2,250
KO05 組	40	1.75 ～ 2.00	1,477,000 ～ 1,688,000	1,500

注）組単位の申込みとなり、抽選で決定された各組の当選順位により、面積の大きい順（同一面積の場合は、墓所番号の若い順）に割り当てられます。大きさや使用場所の選択はできません。各組の中で最も高い使用料を目安にご検討ください。

※上記施設は、再貸付墓所です。

※墓石・カロート（納骨室）等の設置工事に際しては将来墓石の傾き等が発生しないよう、使用者の負担により、地固め、根切り等を十分に行ってください。

※当選墓所の形状寸法は、区画ごとに異なります。多くの方にご利用いただくため、大きな墓所を区画割りして再貸付けしております。間口と奥行の比率が1対2.5を超える縦長の墓所もありますが、アプローチを備えた墓所にすることが可能です。

※今回お申込みをされるご遺骨は1体です（使用者になられた後に他のご遺骨も埋蔵できます）。

施設（お墓）について

申込資格等について

お申込み後から使用開始までの流れ

募集の詳細

施設（お墓）について

申込資格等について

お申込み後から使用開始までの流れ

募集の詳細

- ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。
- ⚠️ 改葬骨での申込みはできません。
- ⚠️ 分骨による申込みはできません。
- 下記の全ての申込資格にあてはまり、証明書類を提出可能な方が申込みできます。

要 件	申 込 資 格	証明書類（原本に限る） （申込時点では必要ありませんが、書類審査の際に必要となります）	
居住要件	申込者本人が、申込期間満了日（令和7年7月4日）において、都内に継続して5年以上居住しており、それを住民票で証明できること	①	本籍記載の住民票
		②	住民票の除票（5年の間に都内で転出入している場合） 12 頁
遺骨との関係	申込遺骨から見て、親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族、事実婚関係、パートナーシップ関係）である方	戸籍謄本等（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの） 16 頁 ※胎児の遺骨で申し込む場合 10 頁	
遺骨の状態	①一度も埋蔵（葬）又は収蔵したことのない遺骨をお持ちの方で、かつ、火葬許可証を提示できる方 ②都立霊園一時収蔵施設に預けている方（改葬して預けた遺骨を除く）	※下記の①～②のいずれか1つ	
		①	火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります） 13 頁
		②	都立霊園一時収蔵施設使用許可証 又は遺骨引渡証明書（改葬して預けた遺骨を除く） 13 頁
		※埋蔵（葬）・収蔵証明書、改葬許可証は、この申込区分では遺骨の証明書類としての取扱いはできません。	
祭祀の主宰者	申込遺骨に対し、 ①死亡届出人となった方 ②火葬許可申請者となった方 ③葬儀の喪主を務めた方 ④法事の施主を務めた方 上記のいずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方 ※右記の①、②は前述の「遺骨との関係」、「遺骨の状態」の書類と兼用できることがあります。	※下記の①～④のいずれか1つ	
		①	戸籍謄本（申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっているもの） 16 頁
		②	火葬許可証（申込者が、申請者となっている申込遺骨のもの） 13 頁
		③	葬儀一式の領収書（宛名が申込者）又は会葬礼状（申込者が、葬儀の喪主であることが確認できるもの） 15 頁
		④	法事の際の寺院等の証明書（申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できるもの） 16 頁
注意事項			
・令和7年7月4日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込みできません（一時収蔵施設使用者 詳細 18 頁）。			
・当選された場合、書類審査時に申込者の実印・印鑑登録証明書（令和7年7月4日以降発行のもの）が必要です。			

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

八王子霊園 (芝生埋蔵施設) 使用料㎡単価：322,000 円 管理料㎡単価：930 円

組 名	募集数	区画面積（㎡）	使用料（貸付時のみ）（円）	管理料（年1回）（円）
HA01 組	105	4.00	1,288,000	3,720

注）組単位の申込みとなり、抽選で決定された各組の当選順位により、墓所番号の若い順に割り当てられます。
使用場所の選択はできません。
※上記施設は再貸付墓所（前使用者が使用した後、返還された施設）です。
※カロート（納骨室）は設置されています（交換済み）が、拝石・台石はありません。カロートは、直径21cm（7寸）の骨壺が6個収納できる広さがあります。
※今回お申込みをされるご遺骨は1体です（使用者になられた後に他のご遺骨も埋蔵できます）。



八王子霊園 (芝生埋蔵施設)

- ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。
- ⚠️ 分骨による申込みはできません。
- ⚠️ 都立霊園使用中の方は現使用墓所の返還が条件です。
- 下記の全ての申込資格にあてはまり、証明書類を提出可能な方が申込みできます。

要 件	申 込 資 格	証明書類（原本に限る） （申込時点では必要ありませんが、書類審査の際に必要となります）
居住要件	申込者本人が、申込期間満了日（令和7年7月4日）において、都内又は松戸市に継続して5年以上居住しており、それを住民票で証明できること	① 本籍記載の住民票
		② 住民票の除票（5年の間に都内又は松戸市で転出入している場合） 12頁
遺骨との関係	申込遺骨から見て、親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族、事実婚関係、パートナーシップ関係）である方	戸籍謄本等（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの） 16頁 ※胎児の遺骨で申し込む場合 10頁
遺骨の状態	現在守っている遺骨がある方 【例】 ①自宅に安置している方 ②都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 ③公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	※下記の①～③のいずれか1つ
		① 火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります） 13頁
		② 都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書 13頁
		③ 埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書 14頁
祭祀の主宰者	申込遺骨に対し、 ①死亡届出人となった方 ②火葬許可申請者となった方 ③葬儀の喪主を務めた方 ④法事の施主を務めた方 上記のいずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方 ※右記の①、②は前述の「遺骨との関係」、「遺骨の状態」の書類と兼用できることがあります。	※下記の①～④のいずれか1つ
		① 戸籍謄本（申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっているもの） 16頁
		② 火葬許可証（申込者が、申請者となっている申込遺骨のもの） 13頁
		③ 葬儀一式の領収書（宛名が申込者）又は会葬礼状（申込者が、葬儀の喪主であることが確認できるもの） 15頁
		④ 法事の際の寺院等の証明書（申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できるもの） 16頁

注意事項
・令和7年7月4日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から180日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります（一時収蔵施設使用者 詳細 18頁）。
・当選された場合、書類審査時に申込者の実印・印鑑登録証明書（令和7年7月4日以降発行のもの）が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

八柱霊園（一般埋蔵施設）

使用料㎡単価：205,000 円 管理料㎡単価：750 円

組 名	募集数	区画面積（㎡）	使用料（貸付時のみ）（円）	管理料（年1回）（円）
YH01 組	45	5.40 ～ 6.00	1,107,000 ～ 1,230,000	4,500
YH02 組	30	4.10 ～ 5.00	840,500 ～ 1,025,000	3,750
YH03 組	95	3.05 ～ 4.00	625,250 ～ 820,000	3,000
YH04 組	40	2.50 ～ 3.00	512,500 ～ 615,000	2,250
YH05 組	120	1.70 ～ 2.00	348,500 ～ 410,000	1,500

注）組単位の申込みとなり、抽選で決定された各組の当選順位により、面積の大きい順（同一面積の場合は、墓所番号の若い順）に割り当てられます。大きさや使用場所の選択はできません。各組の中で最も高い使用料を目安にご検討ください。

- ※上記施設は、再貸付墓所です。
- ※墓石・カロート（納骨室）等の設置工事に際しては将来墓石の傾き等が発生しないよう、使用者の負担により、地固め、根切り等を十分に行ってください。
- ※当選墓所の形状寸法は、区画ごとに異なります。多くの方にご利用いただくため、大きな墓所を区画割りして再貸付けしております。間口と奥行の比率が1対2.5を超える縦長の墓所もありますが、アプローチを備えた墓所にすることが可能です。
- ※今回お申込みをされるご遺骨は1体です（使用者になられた後に他のご遺骨も埋蔵できます）。

八柱霊園（芝生埋蔵施設）

使用料㎡単価：236,000 円 管理料㎡単価：930 円

組 名	募集数	区画面積（㎡）	使用料（貸付時のみ）（円）	管理料（年1回）（円）
YS01 組	60	4.00	944,000	3,720

注）組単位の申込みとなり、抽選で決定された各組の当選順位により、墓所番号の若い順に割り当てられます。使用場所の選択はできません。

- ※上記施設は再貸付墓所（前使用者が使用した後、返還された施設）です。
- ※カロート（納骨室）は設置されています（交換済み）が、拝石・台石はありません。カロートは、直径21cm（7寸）の骨壺が6個収納できる広さがあります。
- ※今回お申込みをされるご遺骨は1体です（使用者になられた後に他のご遺骨も埋蔵できます）。

- ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。
- ⚠️ 分骨による申込みはできません。
- ⚠️ 都立霊園使用中の方は現使用墓所の返還が条件です。
- 下記の全ての申込資格にあてはまり、証明書類を提出可能な方が申込みできます。

要 件	申 込 資 格	証明書類（原本に限る） （申込時点では必要ありませんが、書類審査の際に必要となります）
居住要件	申込者本人が、申込期間満了日（令和7年7月4日）において、都内に継続して5年以上居住しており、それを住民票で証明できること	① 本籍記載の住民票
		② 住民票の除票（5年の間に都内で転出入している場合） 12頁
遺骨との関係	申込遺骨から見て、親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族、事実婚関係、パートナーシップ関係）である方	戸籍謄本等（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの） 16頁 ※胎児の遺骨で申し込む場合 10頁
遺骨の状態	現在守っている遺骨がある方 【例】 ①自宅に安置している方 ②都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 ③公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	※下記の①～③のいずれか1つ
		① 火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります） 13頁
		② 都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書 13頁
		③ 埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書 14頁
祭祀の主宰者	申込遺骨に対し、 ①死亡届出人となった方 ②火葬許可申請者となった方 ③葬儀の喪主を務めた方 ④法事の施主を務めた方 上記のいずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方 ※右記の①、②は前述の「遺骨との関係」、「遺骨の状態」の書類と兼用できることがあります。	※下記の①～④のいずれか1つ
		① 戸籍謄本（申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっているもの） 16頁
		② 火葬許可証（申込者が、申請者となっている申込遺骨のもの） 13頁
		③ 葬儀一式の領収書（宛名が申込者）又は会葬礼状（申込者が、葬儀の喪主であることが確認できるもの） 15頁
		④ 法事の際の寺院等の証明書（申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できるもの） 16頁

注意事項
・令和7年7月4日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から180日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります（一時収蔵施設使用者 詳細 18頁）。
・当選された場合、書類審査時に申込者の実印・印鑑登録証明書（令和7年7月4日以降発行のもの）が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

青山霊園（一般埋蔵施設）

使用料㎡単価：2,970,000円 管理料㎡単価：750円

組 名	募集数	区画面積（㎡）	使用料（貸付時のみ）（円）	管理料（年1回）（円）
AO01組	28	3.05～3.55	9,058,500～10,543,500	3,000
AO02組	5	2.20～2.25	6,534,000～6,682,500	2,250
AO03組	32	1.55～1.90	4,603,500～5,643,000	1,500

谷中霊園（一般埋蔵施設）

使用料㎡単価：1,761,000円 管理料㎡単価：750円

組 名	募集数	区画面積（㎡）	使用料（貸付時のみ）（円）	管理料（年1回）（円）
YA01組	20	3.05～3.65	5,371,050～6,427,650	3,000
YA02組	50	1.50～2.00	2,641,500～3,522,000	1,500

染井霊園（一般埋蔵施設）

使用料㎡単価：1,623,000円 管理料㎡単価：750円

組 名	募集数	区画面積（㎡）	使用料（貸付時のみ）（円）	管理料（年1回）（円）
SO01組	80	1.50～2.00	2,434,500～3,246,000	1,500

雑司ヶ谷霊園（一般埋蔵施設）

使用料㎡単価：2,025,000円 管理料㎡単価：750円

組 名	募集数	区画面積（㎡）	使用料（貸付時のみ）（円）	管理料（年1回）（円）
ZO01組	65	1.55～1.65	3,138,750～3,341,250	1,500

注）組単位の申込みとなり、抽選で決定された各組の当選順位により、面積の大きい順（同一面積の場合は、墓所番号の若い順）に割り当てられます。大きさや使用場所の選択はできません。各組の中で最も高い使用料を目安にご検討ください。

※上記施設は、再貸付墓所です。

※墓石・カロート（納骨室）等の設置工事に際しては将来墓石の傾き等が発生しないよう、使用者の負担により、地固め、根切り等を十分に行ってください。

※当選墓所の形状寸法は、区画ごとに異なります。再貸付のため、大きな墓所を区画割りしており、間口と奥行の比率が1対2.5を超える縦長の墓所を含む場合があります。

※今回お申込みをされるご遺骨は1体です（使用者になられた後に他のご遺骨も埋蔵できます）。

- ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。
- ⚠️ 分骨による申込みはできません。
- ⚠️ 都立霊園使用中の方は現使用墓所の返還が条件です。
- 下記の全ての申込資格にあてはまり、証明書類を提出可能な方が申込みできます。

要 件	申 込 資 格	証明書類（原本に限る） （申込時点では必要ありませんが、書類審査の際に必要となります）
居住要件	申込者本人が、申込期間満了日（令和7年7月4日）において、都内に継続して5年以上居住しており、それを住民票で証明できること	① 本籍記載の住民票
		② 住民票の除票（5年の間に都内で転出入している場合） 12頁
遺骨との関係	申込遺骨から見て、親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族、事実婚関係、パートナーシップ関係）である方	戸籍謄本等（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの） 16頁 ※胎児の遺骨で申し込む場合 10頁
遺骨の状態	現在守っている遺骨がある方 【例】 ①自宅に安置している方 ②都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 ③公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	※下記の①～③のいずれか1つ
		① 火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります） 13頁
		② 都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書 13頁
		③ 埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書 14頁
祭祀の主宰者	申込遺骨に対し、 ①死亡届出人となった方 ②火葬許可申請者となった方 ③葬儀の喪主を務めた方 ④法事の施主を務めた方 上記のいずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方 ※右記の①、②は前述の「遺骨との関係」、「遺骨の状態」の書類と兼用できることがあります。	※下記の①～④のいずれか1つ
		① 戸籍謄本（申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっているもの） 16頁
		② 火葬許可証（申込者が、申請者となっている申込遺骨のもの） 13頁
		③ 葬儀一式の領収書（宛名が申込者）又は会葬礼状（申込者が、葬儀の喪主であることが確認できるもの） 15頁
		④ 法事の際の寺院等の証明書（申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できるもの） 16頁

注意事項
・令和7年7月4日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から180日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります（一時収蔵施設使用者 詳細18頁）。
・当選された場合、書類審査時に申込者の実印・印鑑登録証明書（令和7年7月4日以降発行のもの）が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

染井霊園 (立体埋蔵施設)

組 名	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）	備 考
SR01 組	32	1,552,000	・3体まで埋蔵できます。

- ※使用場所の選択はできません。
- ※使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。
- ※現在守っている遺骨が複数ある方は、申込者が祭祀を主宰したいいずれか1体を申込遺骨として申込みください。（使用者になられた後に、他のご遺骨も埋蔵できます。）

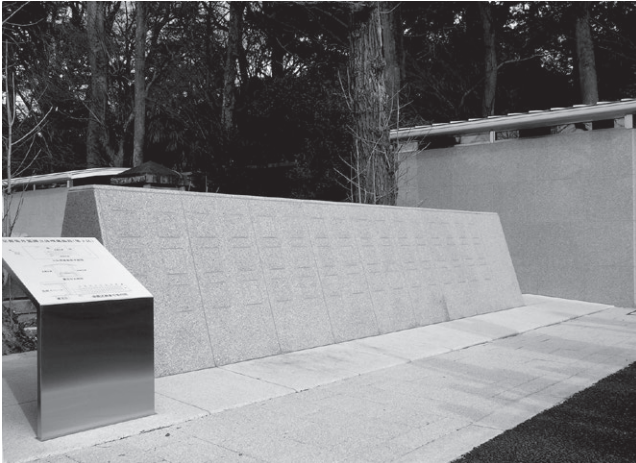
・立体埋蔵施設とは 詳細6頁



立体埋蔵施設（第2区）



立体埋蔵施設（第3区）



立体埋蔵施設（家名板）

- ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。
- ⚠️ 分骨による申込みはできません。
- ⚠️ 都立霊園使用中の方は現使用墓所の返還が条件です。
- 下記の全ての申込資格にあてはまり、証明書類を提出可能な方が申込みできます。

遺骨・生前申込の方⇒ 44 頁へ 生前申込の方⇒ 48 頁へ

要件	申込資格	証明書類 (申込時点では必要ありませんが、書類審査の際に必要となります)
居住要件	申込者本人が、申込期間満了日(令和7年7月4日)において、都内又は松戸市に継続して3年以上居住しており、それを住民票で証明できること	① 本籍記載の住民票(原本) ② 住民票の除票(原本)(3年の間に都内又は松戸市で転出入している場合) 12 頁
遺骨との関係	2体用の場合、申込遺骨2体は夫婦(事実婚関係を含む)、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹であること 9 頁	戸籍謄本等(原本) 16 頁
遺骨の状態	現在守っている遺骨がある方【例】 ①自宅に安置している方 ②都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 ③公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵(葬)・収蔵している方	※下記の①～④のいずれか1つ ① 死亡事項記載の戸籍謄本(原本) 16 頁 ② 火葬許可証(自治体により名称が異なる場合があります) 13 頁 ③ 都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書 13 頁 ④ 埋蔵(葬)証明書又は収蔵証明書 14 頁
祭祀の主宰者	申込遺骨に対し、 ①死亡届出人となった方 ②火葬許可申請者となった方 ③葬儀の喪主を務めた方 ④法事の施主を務めた方 上記のいずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方 ※右記の①、②は前述の「遺骨との関係」、「遺骨の状態」の書類と兼用できることがあります。	※下記の①～④のいずれか1つ ① 戸籍謄本(原本)(申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっているもの) 16 頁 ② 火葬許可証(申込者が、申請者となっている申込遺骨のもの) 13 頁 ③ 葬儀一式の領収書(宛名が申込者)又は会葬礼状(申込者が、葬儀の喪主であることが確認できるもの) 15 頁 ④ 法事の際の寺院等の証明書(申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できるもの) 16 頁

一定期間後共同埋蔵	直接共同埋蔵
使用許可日から起算して20年間は地下の埋蔵室に骨壺に入れた状態で埋蔵し、その後は共同埋蔵します。	納骨後速やかに共同埋蔵します。

共同埋蔵とは、遺骨を骨壺から出して一体ずつ骨袋に入れ替えて合わせ葬ることです。

注意事項
・令和7年7月4日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所(「現使用墓所」という)の使用者(名義人)は、申込施設の使用許可を受けた日から180日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります(一時収蔵施設使用者 詳細 18 頁)。なお、現在合葬埋蔵施設の使用(名義人)が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設(樹林型を含む)を申し込む場合は、施設返還の必要はありません。 ・当选された場合、書類審査は、郵送で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書(令和7年7月4日以降発行のもの)等が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

八柱霊園 (合葬埋蔵施設)

一定期間後共同埋蔵 (遺骨申込区分) ⚠️ 申込遺骨の祭祀の主宰者が申込みできます。

組名	申込体数	募集体数	使用料(貸付時のみ)(円)	申込遺骨について
GA01 組	1 体用	60	117,000	申込者と申込遺骨の関係は、親族に限られません。 遺骨
GA02 組	2 体用		234,000	遺骨2体の関係は、夫婦(事実婚関係を含む)、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹に限る。申込者と申込遺骨の関係は、親族に限られません。 遺骨 + 遺骨

直接共同埋蔵 (遺骨申込区分) ⚠️ 申込遺骨の祭祀の主宰者が申込みできます。

組名	申込体数	募集体数	使用料(貸付時のみ)(円)	申込遺骨について
GA03 組	1 体用	270	47,000	申込者と申込遺骨の関係は、親族に限られません。 遺骨
GA04 組	2 体用		94,000	遺骨2体の関係は、夫婦(事実婚関係を含む)、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹に限る。申込者と申込遺骨の関係は、親族に限られません。 遺骨 + 遺骨

※1体用と2体用の間で応募倍率に差が出ないように、受付数に応じて各組の募集体数の内訳を調整します。
※使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。

・合葬埋蔵施設とは 詳細 7 頁



合葬埋蔵施設



献花台

- ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。
- ⚠️ 分骨による申込みはできません。
- ⚠️ 都立霊園使用中の方は現使用墓所の返還が条件です。
- 下記の全ての申込資格にあてはまり、証明書類を提出可能な方が申込みできます。

遺骨・生前申込の方⇒ 46 頁へ 生前申込の方⇒ 50 頁へ

要 件	申 込 資 格	証 明 書 類 (申込時点では必要ありませんが、書類審査の際に必要となります)
居住要件	申込者本人が、申込期間満了日(令和 7 年 7 月 4 日)において、都内に継続して 3 年以上居住しており、それを住民票で証明できること	① 本籍記載の住民票 (原本) ② 住民票の除票 (原本) (3 年の間に都内で転出入している場合) 12 頁
遺骨との関係	2 体用の場合、申込遺骨 2 体は夫婦 (事実婚関係を含む)、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹であること 9 頁	戸籍謄本等 (原本) 16 頁
遺骨の状態	現在守っている遺骨がある方 【例】 ① 自宅に安置している方 ② 都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 ③ 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵 (葬)・収蔵している方	※下記の①～④のいずれか 1 つ ① 死亡事項記載の戸籍謄本 (原本) 16 頁 ② 火葬許可証 (自治体により名称が異なる場合があります) 13 頁 ③ 都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書 13 頁 ④ 埋蔵 (葬) 証明書又は収蔵証明書 14 頁
祭祀の主宰者	申込遺骨に対し、 ① 死亡届出人となった方 ② 火葬許可申請者となった方 ③ 葬儀の喪主を務めた方 ④ 法事の施主を務めた方 上記のいずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方 ※右記の①、②は前述の「遺骨との関係」、「遺骨の状態」の書類と兼用できることがあります。	※下記の①～④のいずれか 1 つ ① 戸籍謄本 (原本) (申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっているもの) 16 頁 ② 火葬許可証 (申込者が、申請者となっている申込遺骨のもの) 13 頁 ③ 葬儀一式の領収書 (宛名が申込者) 又は会葬礼状 (申込者が、葬儀の喪主であることが確認できるもの) 15 頁 ④ 法事の際の寺院等の証明書 (申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できるもの) 16 頁

一定期間後共同埋蔵	直接共同埋蔵
使用許可日から起算して 20 年間は地下の埋蔵室に骨壺に入れた状態で埋蔵し、その後は共同埋蔵します。	納骨後速やかに共同埋蔵します。

共同埋蔵とは、遺骨を骨壺から出して一体ずつ骨袋に入れ替えて合わせ葬ることです。

注意事項
・令和 7 年 7 月 4 日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所 (「現使用墓所」という) の使用者 (名義人) は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります (一時収蔵施設使用者 詳細 18 頁)。なお、現在合葬埋蔵施設の使用 (名義人) が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設 (樹林型を含む) を申し込む場合は、施設返還の必要はありません。 ・当選された場合、書類審査は、郵送で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書 (令和 7 年 7 月 4 日以降発行のもの) 等が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。



多磨霊園 (合葬埋蔵施設)

一定期間後共同埋蔵 (遺骨申込区分) ⚠️ 申込遺骨の祭祀の主宰者が申込みできます。

組 名	申込体数	募集体数	使用料 (貸付時のみ) (円)	申込遺骨について
GA15 組	1 体用	120	60,000	申込者と申込遺骨の関係は、親族に限りません。 遺骨
GA16 組	2 体用		120,000	遺骨 2 体の関係は、夫婦 (事実婚関係を含む)、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹に限る。 申込者と申込遺骨の関係は、親族に限りません。 遺骨 + 遺骨

小平霊園 (合葬埋蔵施設)

直接共同埋蔵 (遺骨申込区分) ⚠️ 申込遺骨の祭祀の主宰者が申込みできます。

組 名	申込体数	募集体数	使用料 (貸付時のみ) (円)	申込遺骨について
GA17 組	1 体用	85	53,000	申込者と申込遺骨の関係は、親族に限りません。 遺骨
GA18 組	2 体用		106,000	遺骨 2 体の関係は、夫婦 (事実婚関係を含む)、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹に限る。 申込者と申込遺骨の関係は、親族に限りません。 遺骨 + 遺骨

※ 1 体用と 2 体用の間で応募倍率に差が出ないように、受付数に応じて各組の募集体数の内訳を調整します。
※ 使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。
※ 一定期間後共同埋蔵の組は多磨霊園合葬埋蔵施設、直接共同埋蔵の組は小平霊園合葬埋蔵施設 2 号基に埋蔵されます。

・合葬埋蔵施設とは 詳細 7 頁



小平霊園合葬埋蔵施設 (2 号基)



多磨霊園合葬埋蔵施設

- ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。
- ⚠️ 申込者は必ず埋蔵予定者になります。
- ⚠️ 分骨による申込みはできません。
- ⚠️ 都立霊園使用中の方は現使用墓所の返還が条件です。
- 下記の全ての申込資格にあてはまり、証明書類を提出可能な方が申込みできます。

要 件	申 込 資 格	証 明 書 類 (申込時点では必要ありませんが、書類審査の際に必要となります)
居住要件	申込者本人及び存命の埋蔵予定者（3体用の場合）が、申込期間満了日（令和7年7月4日）において、都内又は松戸市に継続して3年以上居住しており、それを住民票で証明できること	① 本籍記載の住民票（原本） 申込者本人と存命の埋蔵予定者の住所が異なる場合は、それぞれの住民票が必要です。 ② 住民票の除票（原本）（3年の間に都内又は松戸市で転出入している場合） 12 頁
遺骨・埋蔵予定者との関係	2 体用 遺骨は申込者と夫婦（事実婚関係を含む）、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹の関係であること 9 頁 3 体用 遺骨及び埋蔵予定者は、申込者と夫婦（事実婚関係を含む）、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹の関係であること 9 頁	戸籍謄本等（原本） 16 頁
遺骨の状態	現在守っている遺骨がある方 【例】 ①自宅に安置している方 ②都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 ③公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	※下記の①～④のいずれか1つ ① 死亡事項記載の戸籍謄本（原本） 16 頁 ② 火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります） 13 頁 ③ 都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書 13 頁 ④ 埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書 14 頁

一定期間後共同埋蔵	直接共同埋蔵
使用許可日から起算して20年間は地下の埋蔵室に骨壺に入れた状態で埋蔵し、その後は共同埋蔵します。	納骨後速やかに共同埋蔵します。

共同埋蔵とは、遺骨を骨壺から出して一体ずつ骨袋に入れ替えて合わせ葬ことです。

注意事項
・令和7年7月4日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から180日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります（一時収蔵施設使用者 詳細 18 頁）。なお、現在合葬埋蔵施設の使用（名義人）かつ、埋蔵予定者でない方が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設（樹林型を含む）を申し込む場合は、施設返還の必要はありません。 ・当選された場合、書類審査は、郵送で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書（令和7年7月4日以降発行のもの）等が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。



八柱霊園（合葬埋蔵施設）

一定期間後共同埋蔵（遺骨・生前申込区分）※遺骨及び埋蔵予定者は、申込者と夫婦（事実婚関係を含む）、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹の関係にあること。

組 名	申込体数	募集体数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA05 組	2 体用	120	234,000	2 体用 申込者 + 遺骨 1 体
GA06 組	3 体用		351,000	3 体用 ① 申込者 + 遺骨 2 体 ② 申込者 + 埋蔵予定者 + 遺骨 1 体

直接共同埋蔵（遺骨・生前申込区分）※遺骨及び埋蔵予定者は、申込者と夫婦（事実婚関係を含む）、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹の関係にあること。

組 名	申込体数	募集体数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA07 組	2 体用	320	94,000	2 体用 申込者 + 遺骨 1 体
GA08 組	3 体用		141,000	3 体用 ① 申込者 + 遺骨 2 体 ② 申込者 + 埋蔵予定者 + 遺骨 1 体

※2体用と3体用の間で応募倍率に差が出ないように、受付数に応じて各組の募集体数の内訳を調整します。
※使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。

・合葬埋蔵施設とは 詳細 7 頁



合葬埋蔵施設



献花台

施設（お墓）について

申込資格等について

お申込み後から使用開始までの流れ

募集の詳細

施設（お墓）について

申込資格等について

お申込み後から使用開始までの流れ

募集の詳細

- ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。
- ⚠️ 申込者は必ず埋蔵予定者になります。
- ⚠️ 分骨による申込みはできません。
- ⚠️ 都立霊園使用中の方は現使用墓所の返還が条件です。
- 下記の全ての申込資格にあてはまり、証明書類を提出可能な方が申込みできます。

遺骨申込の方⇒ 42 頁へ 生前申込の方⇒ 50 頁へ

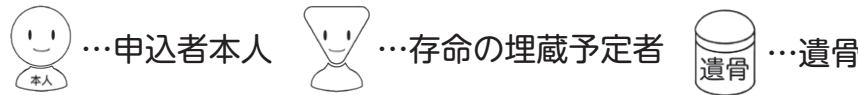
要 件	申 込 資 格	証 明 書 類 (申込時点では必要ありませんが、書類審査の際に必要となります)
居住要件	申込者本人及び存命の埋蔵予定者 (3 体用の場合) が、申込期間満了日 (令和 7 年 7 月 4 日) において、都内に継続して 3 年以上居住しており、それを住民票で証明できること	① 本籍記載の住民票 (原本) 申込者本人と存命の埋蔵予定者の住所が異なる場合は、それぞれの住民票が必要です。 ② 住民票の除票 (原本) (3 年の間に都内で転出入している場合) 12 頁
遺骨・埋蔵予定者との関係	2 体用 遺骨は申込者と夫婦 (事実婚関係を含む)、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹の関係であること 9 頁 3 体用 遺骨及び埋蔵予定者は、申込者と夫婦 (事実婚関係を含む)、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹の関係であること 9 頁	戸籍謄本等 (原本) 16 頁
遺骨の状態	現在守っている遺骨がある方【例】 ① 自宅に安置している方 ② 都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 ③ 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵 (葬)・収蔵している方	※下記の①～④のいずれか 1 つ ① 死亡事項記載の戸籍謄本 (原本) 16 頁 ② 火葬許可証 (自治体により名称が異なる場合があります) 13 頁 ③ 都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書 13 頁 ④ 埋蔵 (葬) 証明書又は収蔵証明書 14 頁

一定期間後共同埋蔵	直接共同埋蔵
使用許可日から起算して 20 年間は地下の埋蔵室に骨壺に入れた状態で埋蔵し、その後は共同埋蔵します。	納骨後速やかに共同埋蔵します。

共同埋蔵とは、遺骨を骨壺から出して一体ずつ骨袋に入れ替えて合わせ葬ることです。

注意事項
・令和 7 年 7 月 4 日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所 (「現使用墓所」という) の使用者 (名義人) は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります (一時収蔵施設使用者 詳細 18 頁)。なお、現在合葬埋蔵施設の使用 (名義人) かつ、埋蔵予定者でない方が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設 (樹林型を含む) を申し込む場合は、施設返還の必要はありません。 ・当選された場合、書類審査は、郵送で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書 (令和 7 年 7 月 4 日以降発行のもの) 等が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。



多磨霊園 (合葬埋蔵施設)

一定期間後共同埋蔵 (遺骨・生前申込区分) ※遺骨及び埋蔵予定者は、申込者と夫婦 (事実婚関係を含む)、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹の関係にあること。

組 名	申込体数	募集体数	使用料 (貸付時のみ) (円)	申込遺骨について
GA19 組	2 体用	220	120,000	2 体用 申込者 + 遺骨 1 体
GA20 組	3 体用		180,000	3 体用 ① 申込者 + 遺骨 2 体 ② 申込者 + 埋蔵予定者 + 遺骨 1 体

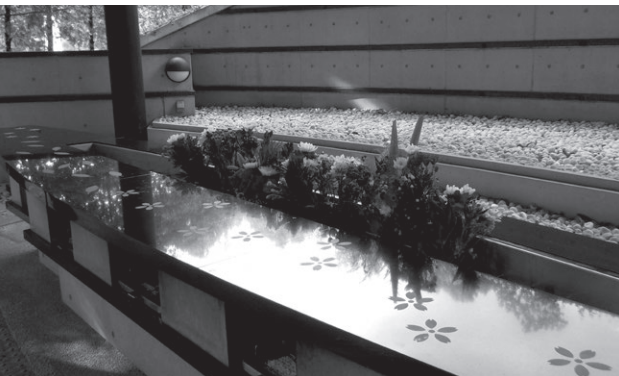
小平霊園 (合葬埋蔵施設)

直接共同埋蔵 (遺骨・生前申込区分) ※遺骨及び埋蔵予定者は、申込者と夫婦 (事実婚関係を含む)、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹の関係にあること。

組 名	申込体数	募集体数	使用料 (貸付時のみ) (円)	申込遺骨について
GA21 組	2 体用	95	106,000	2 体用 申込者 + 遺骨 1 体
GA22 組	3 体用		159,000	3 体用 ① 申込者 + 遺骨 2 体 ② 申込者 + 埋蔵予定者 + 遺骨 1 体

※ 2 体用と 3 体用の間で応募倍率に差が出ないように、受付数に応じて各組の募集体数の内訳を調整します。
※ 使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。
※ 一定期間後共同埋蔵の組は多磨霊園合葬埋蔵施設、直接共同埋蔵の組は小平霊園合葬埋蔵施設 2 号基に埋蔵されます。

・合葬埋蔵施設とは 詳細 7 頁



多磨霊園合葬埋蔵施設献花台



小平霊園合葬埋蔵施設献花台

- ⚠ 埋蔵予定者全員が存命であること。
- ⚠ 申込者は必ず埋蔵予定者になります。
- ⚠ 都立霊園使用中の方は現使用墓所の返還が条件です。
- 下記の全ての申込資格にあてはまり、証明書類を提出可能な方が申込みできます。

遺骨申込の方⇒ 40 頁へ 遺骨・生前申込の方⇒ 44 頁へ

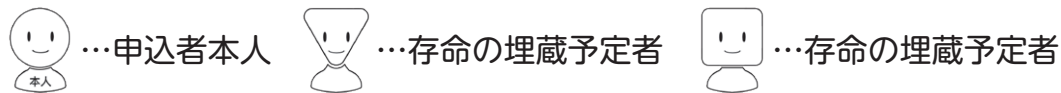
要 件	申 込 資 格	証 明 書 類 (申込時点では必要ありませんが、書類審査の際に必要となります)
居住要件	申込者本人及び存命の埋蔵予定者（2 体用、3 体用の場合）全員が、申込期間満了日（令和 7 年 7 月 4 日）において、都内又は松戸市に継続して 3 年以上居住しており、それを住民票で証明できること	① 本籍記載の住民票（原本） 申込者本人と埋蔵予定者の住所が異なる場合は、それぞれの住民票が必要です。
		② 住民票の除票（原本）（3 年の間に都内又は松戸市で転出入している場合） 12 頁
埋蔵予定者との関係	申込者本人及び埋蔵予定者は全員存命であり、申込者と夫婦（事実婚関係を含む）、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹の関係であること 9 頁	戸籍謄本等（原本）（上記の住民票に夫婦（事実婚関係を含む）・親子・兄弟姉妹の続柄が記載されている場合は不要） 16 頁

一定期間後共同埋蔵	直接共同埋蔵
使用許可日から起算して 20 年間は地下の埋蔵室に骨壺に入れた状態で埋蔵し、その後は共同埋蔵します。	納骨後速やかに共同埋蔵します。

共同埋蔵とは、遺骨を骨壺から出して一体ずつ骨袋に入れ替えて合わせ葬ることです。

注意事項
- 令和 7 年 7 月 4 日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。なお、現在合葬埋蔵施設の使用（名義人）かつ、埋蔵予定者でない方が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設（樹林型を含む）を申し込む場合は、施設返還の必要はありません。 - 当選された場合、書類審査は、郵送で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書（令和 7 年 7 月 4 日以降発行のもの）等が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。



八柱霊園（合葬埋蔵施設）

一定期間後共同埋蔵（生前申込区分） ⚠ 埋蔵予定者全員が存命であること。

組 名	申込体数	募集体数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA09 組	1 体用	120	117,000	1 体用 申込者
GA10 組	2 体用		234,000	2 体用 申込者 + 埋蔵予定者 1 名 +
GA11 組	3 体用		351,000	3 体用 申込者 + 埋蔵予定者 2 名 + +

直接共同埋蔵（生前申込区分） ⚠ 埋蔵予定者全員が存命であること。

組 名	申込体数	募集体数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA12 組	1 体用	550	47,000	1 体用 申込者
GA13 組	2 体用		94,000	2 体用 申込者 + 埋蔵予定者 1 名 +
GA14 組	3 体用		141,000	3 体用 申込者 + 埋蔵予定者 2 名 + +

※ 1 体用、2 体用と 3 体用の間で応募倍率に差が出ないように、受付数に応じて各組の募集体数の内訳を調整します。

※ 使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。

・合葬埋蔵施設とは 詳細 7 頁



合葬埋蔵施設の雪景色



正面前広場の雪景色

- ⚠ 埋蔵予定者全員が存命であること。
- ⚠ 申込者は必ず埋蔵予定者になります。
- ⚠ 都立霊園使用中の方は現使用墓所の返還が条件です。
- 下記の全ての申込資格にあてはまり、証明書類を提出可能な方が申込みできます。

遺骨申込の方⇒ 42 頁へ 遺骨・生前申込の方⇒ 46 頁へ

要 件	申 込 資 格	証 明 書 類 (申込時点では必要ありませんが、書類審査の際に必要となります)
居住要件	申込者本人及び存命の埋蔵予定者 (2 体用、3 体用の場合) 全員が、申込期間満了日(令和 7 年 7 月 4 日)において、都内に継続して 3 年以上居住しており、それを住民票で証明できること	① 本籍記載の住民票 (原本) 申込者本人と埋蔵予定者の住所が異なる場合は、それぞれの住民票が必要です。
		② 住民票の除票 (原本) (3 年の間に都内で転出入している場合) 12 頁
埋蔵予定者との関係	申込者本人及び埋蔵予定者は全員存命であり、申込者と夫婦 (事実婚関係を含む)、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹の関係であること 9 頁	戸籍謄本等 (原本) (上記の住民票に夫婦 (事実婚関係を含む)・親子・兄弟姉妹の続柄が記載されている場合は不要) 16 頁

一定期間後共同埋蔵	直接共同埋蔵
使用許可日から起算して 20 年間は地下の埋蔵室に骨壺に入れた状態で埋蔵し、その後は共同埋蔵します。	納骨後速やかに共同埋蔵します。

共同埋蔵とは、遺骨を骨壺から出して一体ずつ骨袋に入れ替えて合葬することです。

注意事項
・令和 7 年 7 月 4 日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所 (「現使用墓所」という) の使用者 (名義人) は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。なお、現在合葬埋蔵施設の利用者 (名義人) かつ、埋蔵予定者でない方が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設 (樹林型を含む) を申し込む場合は、施設返還の必要はありません。
・当選された場合、書類審査は、郵送で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書 (令和 7 年 7 月 4 日以降発行のもの) 等が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。



多磨霊園 (合葬埋蔵施設)

一定期間後共同埋蔵 (生前申込区分) ⚠ 埋蔵予定者全員が存命であること。

組 名	申込体数	募集体数	使用料 (貸付時のみ) (円)	申込遺骨について
GA23 組	1 体用	300	60,000	1 体用 申込者
GA24 組	2 体用		120,000	2 体用 申込者 + 埋蔵予定者 1 名 +
GA25 組	3 体用		180,000	3 体用 申込者 + 埋蔵予定者 2 名 + +

小平霊園 (合葬埋蔵施設)

直接共同埋蔵 (生前申込区分) ⚠ 埋蔵予定者全員が存命であること。

組 名	申込体数	募集体数	使用料 (貸付時のみ) (円)	申込遺骨について
GA26 組	1 体用	170	53,000	1 体用 申込者
GA27 組	2 体用		106,000	2 体用 申込者 + 埋蔵予定者 1 名 +
GA28 組	3 体用		159,000	3 体用 申込者 + 埋蔵予定者 2 名 + +

- ※ 1 体用、2 体用と 3 体用の間で応募倍率に差が出ないように、受付数に応じて各組の募集体数の内訳を調整します。
- ※ 使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。
- ※ 一定期間後共同埋蔵の組は多磨霊園合葬埋蔵施設、直接共同埋蔵の組は小平霊園合葬埋蔵施設 2 号基に埋蔵されます。

・合葬埋蔵施設とは 詳細 7 頁



小平霊園合葬埋蔵施設



多磨霊園合葬埋蔵施設

- ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。
- ⚠️ 分骨による申込みはできません。
- ⚠️ 都立霊園使用中の方は現使用墓所の返還が条件です。
- 下記の全ての申込資格にあてはまり、証明書類を提出可能な方が申込みできます。

遺骨・生前申込の方⇒ 54 頁へ 生前申込の方⇒ 56 頁へ

要 件	申 込 資 格	証 明 書 類 (申込時点では必要ありませんが、書類審査の際に必要となります)
居住要件	申込者本人が、申込期間満了日(令和7年7月4日)において、都内に継続して3年以上居住しており、それを住民票で証明できること	① 本籍記載の住民票(原本) ② 住民票の除票(原本)(3年の間に都内で転出入している場合) 12 頁
遺骨 2 体の関係	2体用の場合、申込遺骨2体は夫婦(事実婚関係を含む)、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹であること 9 頁	戸籍謄本等(原本) 16 頁
遺骨の状態	現在守っている遺骨がある方【例】 ①自宅に安置している方 ②都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 ③公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵(葬)・収蔵している方	※下記の①～④のいずれか1つ ① 死亡事項記載の戸籍謄本(原本) 16 頁 ② 火葬許可証(自治体により名称が異なる場合があります) 13 頁 ③ 都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書 13 頁 ④ 埋蔵(葬)証明書又は収蔵証明書 14 頁
祭祀の主宰者	申込遺骨に対し、 ①死亡届出人となった方 ②火葬許可申請者となった方 ③葬儀の喪主を務めた方 ④法事の施主を務めた方 上記のいずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方 ※右記の①、②は前述の「遺骨との関係」、「遺骨の状態」の書類と兼用できることがあります。	※下記の①～④のいずれか1つ ① 戸籍謄本(原本)(申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっているもの) 16 頁 ② 火葬許可証(申込者が、申請者となっている申込遺骨のもの) 13 頁 ③ 葬儀一式の領収書(宛名が申込者)又は会葬礼状(申込者が、葬儀の喪主であることが確認できるもの) 15 頁 ④ 法事の際の寺院等の証明書(申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できるもの) 16 頁

遺 骨	粉 状 遺 骨
火葬された遺骨 (納骨時に共同埋蔵します)	火葬された遺骨を粉状にしたもの (納骨時に共同埋蔵します) 詳細 8 頁

共同埋蔵とは、遺骨を骨壺から出して一体ずつ骨袋に入れ替えて合わせ葬ることです。

注意事項
・令和7年7月4日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所(「現使用墓所」という)の使用者(名義人)は、申込施設の使用許可を受けた日から180日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります(一時収蔵施設使用者 詳細 18 頁)。なお、現在合葬埋蔵施設の使用(名義人)が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設(樹林型を含む)を申し込む場合は、施設返還の必要はありません。
・当選された場合、書類審査は、郵送で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書(令和7年7月4日以降発行のもの)等が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。



多磨霊園 (樹林型合葬埋蔵施設)

遺骨 (遺骨申込区分) ⚠️ 申込遺骨の祭祀の主宰者が申込みできます。

組 名	申込体数	募集体数	使用料 (貸付時のみ) (円)	申込遺骨について
JU01 組	1 体用	150	81,000	申込者と申込遺骨の関係は、 親族に限りません。 遺骨
JU02 組	2 体用		162,000	申込者と申込遺骨の関係は、 親族に限りません。 遺骨 + 遺骨

粉状遺骨 (遺骨申込区分) ⚠️ 申込遺骨の祭祀の主宰者が申込みできます。

組 名	申込体数	募集体数	使用料 (貸付時のみ) (円)	申込遺骨について
JU03 組	1 体用	150	27,000	申込者と申込遺骨の関係は、 親族に限りません。 粉状
JU04 組	2 体用		54,000	申込者と申込遺骨の関係は、 親族に限りません。 粉状 + 粉状

雑司ヶ谷霊園 (樹林型合葬埋蔵施設)

遺骨 (遺骨申込区分) ⚠️ 申込遺骨の祭祀の主宰者が申込みできます。

組 名	申込体数	募集体数	使用料 (貸付時のみ) (円)	申込遺骨について
JU11 組	1 体用	20	106,000	申込者と申込遺骨の関係は、 親族に限りません。 遺骨
JU12 組	2 体用		212,000	申込者と申込遺骨の関係は、 親族に限りません。 遺骨 + 遺骨

粉状遺骨 (遺骨申込区分) ⚠️ 申込遺骨の祭祀の主宰者が申込みできます。

組 名	申込体数	募集体数	使用料 (貸付時のみ) (円)	申込遺骨について
JU13 組	1 体用	30	35,000	申込者と申込遺骨の関係は、 親族に限りません。 粉状
JU14 組	2 体用		70,000	申込者と申込遺骨の関係は、 親族に限りません。 粉状 + 粉状

※ 2 体用の遺骨の関係は、夫婦 (事実婚関係を含む)、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹に限ります。
※ 1 体用と 2 体用の間で応募倍率に差が出ないように、受付数に応じて各組の募集体数の内訳を調整します。
※ 使用料に管理料が含まれているため、毎年管理料はかかりません。

・ 樹林型合葬埋蔵施設とは 詳細 8 頁

- ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。
- ⚠️ 申込者は必ず埋蔵予定者になります。
- ⚠️ 分骨による申込みはできません。
- ⚠️ 都立霊園使用中の方は現使用墓所の返還が条件です。
- 下記の全ての申込資格にあてはまり、証明書類を提出可能な方が申込みできます。

遺骨申込の方⇒ 52 頁へ 生前申込の方⇒ 56 頁へ

要 件	申 込 資 格	証 明 書 類 (申込時点では必要ありませんが、書類審査の際に必要となります)
居住要件	申込者本人が、申込期間満了日（令和 7 年 7 月 4 日）において、都内に継続して 3 年以上居住しており、それを住民票で証明できること	① 本籍記載の住民票（原本） ② 住民票の除票（原本）（3 年の間に都内で転出入している場合） 12 頁
遺骨との関係	2 体用の場合、申込遺骨 2 体は夫婦（事実婚関係を含む）、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹であること 9 頁	戸籍謄本等（原本） 16 頁
遺骨の状態	現在守っている遺骨がある方【例】 ① 自宅に安置している方 ② 都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 ③ 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	※下記の①～④のいずれか 1 つ ① 死亡事項記載の戸籍謄本（原本） 16 頁 ② 火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります） 13 頁 ③ 都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書 13 頁 ④ 埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書 14 頁
遺骨		粉状遺骨
火葬された遺骨（納骨時に共同埋蔵します）		火葬された遺骨を粉状にしたもの（納骨時に共同埋蔵します） 詳細 8 頁

共同埋蔵とは、遺骨を骨壺から出して一体ずつ骨袋に入れ替えて合わせ葬ることです。

注意事項
・ 令和 7 年 7 月 4 日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります（一時収蔵施設使用者 詳細 18 頁）。なお、現在合葬埋蔵施設の使用（名義人）が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設（樹林型を含む）を申し込む場合は、施設返還の必要はありません。
・ 当選された場合、書類審査は、郵送で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書（令和 7 年 7 月 4 日以降発行のもの）等が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。



多磨霊園（樹林型合葬埋蔵施設）
遺骨（遺骨・生前申込区分）

組 名	申込体数	募集体数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
JU05 組	2 体用	300	162,000	申込者 + 遺骨 1 体

粉状遺骨（遺骨・生前申込区分）

組 名	申込体数	募集体数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
JU06 組	2 体用	190	54,000	申込者 + 遺骨 1 体

雑司ヶ谷霊園（樹林型合葬埋蔵施設）
遺骨（遺骨・生前申込区分）

組 名	申込体数	募集体数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
JU15 組	2 体用	40	212,000	申込者 + 遺骨 1 体

粉状遺骨（遺骨・生前申込区分）

組 名	申込体数	募集体数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
JU16 組	2 体用	40	70,000	申込者 + 遺骨 1 体

※ 2 体用の遺骨は、申込者と夫婦（事実婚関係を含む）、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹の関係に限ります。

※ 使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。

・ 樹林型合葬埋蔵施設とは 詳細 8 頁



多磨霊園樹林型合葬埋蔵施設（2号基）



雑司ヶ谷霊園樹林合葬埋蔵施設

- ⚠ 埋蔵予定者全員が存命であること。
- ⚠ 申込者は必ず埋蔵予定者になります。
- ⚠ 都立霊園使用中の方は現使用墓所の返還が条件です。
- 下記の全ての申込資格にあてはまり、証明書類を提出可能な方が申込みできます。

遺骨申込の方⇒ 52 頁へ 遺骨・生前申込の方⇒ 54 頁へ

要件	申込資格	証明書類 (申込時点では必要ありませんが、書類審査の際に必要となります)
居住要件	申込者本人及び存命の埋蔵予定者 (2 体用の場合) 全員が、申込期間満了日 (令和 7 年 7 月 4 日) において、都内に継続して 3 年以上居住しており、それを住民票で証明できること	① 本籍記載の住民票 (原本) 申込者本人と埋蔵予定者の住所が異なる場合は、それぞれの住民票が必要です。 ② 住民票の除票 (原本) (3 年の間に都内で転出入している場合) 12 頁
埋蔵予定者との関係	申込者本人及び埋蔵予定者は全員存命であり、申込者と夫婦 (事実婚関係を含む)、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹の関係であること 9 頁	戸籍謄本等 (原本) (上記の住民票に夫婦 (事実婚関係を含む)・親子・兄弟姉妹の続柄が記載されている場合は不要) 16 頁

遺骨	粉状遺骨
火葬された遺骨 (納骨時に共同埋蔵します)	火葬された遺骨を粉状にしたもの (納骨時に共同埋蔵します) 詳細 8 頁

共同埋蔵とは、遺骨を骨壺から出して一体ずつ骨袋に入れ替えて合わせ葬ることです。

注意事項
・令和 7 年 7 月 4 日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所 (「現使用墓所」という) の使用者 (名義人) は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。なお、現在合葬埋蔵施設の使用 (名義人) が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設 (樹林型を含む) を申し込む場合は、施設返還の必要はありません。 ・当選された場合、書類審査は、郵送で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書 (令和 7 年 7 月 4 日以降発行のもの) 等が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

多磨霊園 (樹林型合葬埋蔵施設)



…申込者本人



…存命の埋蔵予定者

遺骨 (生前申込区分) ⚠ 埋蔵予定者全員が存命であること。

組名	申込体数	募集体数	使用料 (貸付時のみ) (円)	申込遺骨について
JU07 組	1 体用	920	81,000	1 体用 申込者
JU08 組	2 体用		162,000	2 体用 申込者 + 埋蔵予定者 1 名 +

粉状遺骨 (生前申込区分) ⚠ 埋蔵予定者全員が存命であること。

組名	申込体数	募集体数	使用料 (貸付時のみ) (円)	申込遺骨について
JU09 組	1 体用	672	27,000	1 体用 申込者
JU10 組	2 体用		54,000	2 体用 申込者 + 埋蔵予定者 1 名 +

雑司ヶ谷霊園 (樹林型合葬埋蔵施設)

遺骨 (生前申込区分) ⚠ 埋蔵予定者全員が存命であること。

組名	申込体数	募集体数	使用料 (貸付時のみ) (円)	申込遺骨について
JU17 組	1 体用	100	106,000	1 体用 申込者
JU18 組	2 体用		212,000	2 体用 申込者 + 埋蔵予定者 1 名 +

粉状遺骨 (生前申込区分) ⚠ 埋蔵予定者全員が存命であること。

組名	申込体数	募集体数	使用料 (貸付時のみ) (円)	申込遺骨について
JU19 組	1 体用	170	35,000	1 体用 申込者
JU20 組	2 体用		70,000	2 体用 申込者 + 埋蔵予定者 1 名 +

※ 1 体用と 2 体用の間で応募倍率に差が出ないように、受付数に応じて各組の募集体数の内訳を調整します。
※ 使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。

・樹林型合葬埋蔵施設とは

詳細 8 頁

●昨年度（令和６年度）都立霊園公募受付状況（参考）

倍率は受付数÷募集数で算出し、小数点第２位を四捨五入しています。

１ 一般埋蔵施設・芝生理蔵施設・立体埋蔵施設

霊園名	種 別	組名	面積（㎡）	募集数	受付数	倍率
多磨霊園	一般埋蔵施設	TA01	7.05～7.95	10	15	1.5
		TA02	5.45～5.85	20	32	1.6
		TA03	4.45～4.85	5	9	1.8
		TA04	3.25～4.00	65	106	1.6
		TA05	2.35～3.00	40	91	2.3
		TA06	1.75～2.00	160	378	2.4
小平霊園	一般埋蔵施設	KO01	5.55～5.85	10	19	1.9
		KO02	4.75～4.90	5	9	1.8
		KO03	3.45～3.85	25	76	3.0
		KO04	2.45～2.60	15	52	3.5
		KO05	1.85～1.95	40	280	7.0
	芝生理蔵施設	KS01	4.00	5	64	12.8
八王子霊園	芝生理蔵施設	HA01	4.00	120	225	1.9
八柱霊園	一般埋蔵施設	YH01	5.10～5.90	40	37	0.9
		YH02	4.50～4.95	30	45	1.5
		YH03	3.35～4.00	85	122	1.4
		YH04	2.35～2.90	40	93	2.3
		YH05	1.50～1.95	120	342	2.9
		ZO01	1.55～1.65	60	258	4.3
雑司ヶ谷霊園	一般埋蔵施設	AO01	3.15～3.65	25	336	13.4
		AO02	2.10～3.00	5	44	8.8
		AO03	1.60～1.95	30	392	13.1
谷中霊園	一般埋蔵施設	YA01	3.15～3.70	15	83	5.5
		YA02	1.60～1.65	50	310	6.2
染井霊園	一般埋蔵施設	SO01	1.50～2.00	75	268	3.6
	立体埋蔵施設	SR01		25	329	13.2
計				1,120	4,015	3.6

２ 合葬埋蔵施設

２-１ 八柱霊園

霊園名	種 別	組名	種 別	募集数（体）	受付数（体）	倍率
八柱霊園	遺骨申込区分	GA01	一定期間後共同埋蔵（１体）	30	61	2.0
		GA02	一定期間後共同埋蔵（２体）	30	62	2.1
		GA03	直接共同埋蔵（１体）	146	182	1.2
		GA04	直接共同埋蔵（２体）	124	154	1.2
	遺骨・生前申込区分	GA05	一定期間後共同埋蔵（２体）	66	192	2.9
		GA06	一定期間後共同埋蔵（３体）	54	150	2.8
		GA07	直接共同埋蔵（２体）	128	172	1.3
		GA08	直接共同埋蔵（３体）	192	252	1.3
	生前申込区分	GA09	一定期間後共同埋蔵（１体）	16	45	2.8
		GA10	一定期間後共同埋蔵（２体）	86	260	3.0
		GA11	一定期間後共同埋蔵（３体）	18	51	2.8
		GA12	直接共同埋蔵（１体）	116	168	1.4
		GA13	直接共同埋蔵（２体）	296	426	1.4
		GA14	直接共同埋蔵（３体）	138	198	1.4

２-２ 多磨霊園

霊園名	種 別	組名	種 別	募集数（体）	受付数（体）	倍率
多磨霊園	遺骨申込区分	GA15	一定期間後共同埋蔵（１体）	58	259	4.5
		GA16	一定期間後共同埋蔵（２体）	62	270	4.4
	遺骨・生前申込区分	GA19	一定期間後共同埋蔵（２体）	100	794	7.9
		GA20	一定期間後共同埋蔵（３体）	120	990	8.3
	生前申込区分	GA23	一定期間後共同埋蔵（１体）	34	317	9.3
		GA24	一定期間後共同埋蔵（２体）	164	1,564	9.5
		GA25	一定期間後共同埋蔵（３体）	102	975	9.6

２-３ 小平霊園

霊園名	種 別	組名	種 別	募集数（体）	受付数（体）	倍率
小平霊園	遺骨申込区分	GA17	直接共同埋蔵（１体）	52	407	7.8
		GA18	直接共同埋蔵（２体）	28	226	8.1
	遺骨・生前申込区分	GA21	直接共同埋蔵（２体）	44	1,064	24.2
		GA22	直接共同埋蔵（３体）	36	879	24.4
	生前申込区分	GA26	直接共同埋蔵（１体）	26	1,236	47.5
		GA27	直接共同埋蔵（２体）	84	4,116	49.0
		GA28	直接共同埋蔵（３体）	30	1,437	47.9
		計		2,380	16,907	7.1

３ ^{じゅりん}樹林型合葬埋蔵施設

霊 園 名	種 別	組名	種 別	募集数 (体)	受付数 (体)	倍率
多磨霊園	遺骨申込区分	JU01	遺 骨 (1 体)	60	239	4.0
		JU02	遺 骨 (2 体)	60	234	3.9
		JU03	粉状遺骨 (1 体)	58	92	1.6
		JU04	粉状遺骨 (2 体)	92	142	1.5
	遺骨・生前 申込区分	JU05	遺 骨 (2 体)	240	876	3.7
		JU06	粉状遺骨 (2 体)	190	288	1.5
	生前申込区分	JU07	遺 骨 (1 体)	172	862	5.0
		JU08	遺 骨 (2 体)	638	3,220	5.0
		JU09	粉状遺骨 (1 体)	190	275	1.4
		JU10	粉状遺骨 (2 体)	660	958	1.5
計				2,360	7,186	3.0

＊抽選倍率が１．０以下の場合は、申し込んだ方全員が当選となりますが、使用者となるのは書類審査を受けた後に、審査に通った方です。

郵送申込みは、こちらをご覧ください。

※申込みはインターネット又は郵送のいずれかです。重複して申込みの場合は無効となります。

インターネット申込み

表紙裏

● 郵送申込みの手順

郵送申込みの方は、巻末の専用申込書と専用封筒でお申込みください。
通知はハガキで行いますので切手が必要です。

① 申込用紙は 4 種類あります。お申込みの施設に該当する 1 枚の専用申込書をお使いください。

※令和 7 年度の専用申込書以外は無効となります。

※各施設に該当する専用申込書以外は無効となりますのでご注意ください。

【一般・芝生・立体】

【合葬・樹林】
遺骨区分

【合葬・樹林】
遺骨生前区分

【合葬・樹林】
生前区分

申込書 3 頁

申込書 7 頁

申込書 11 頁

申込書 15 頁

② 記入例を見ながら、専用申込書に、必要事項を消えない黒ボールペンでご記入ください。

③ 専用申込書の右下に 85 円切手 2 枚を貼付してください。

④ 巻末の専用封筒に入れ、封筒の表に 110 円切手を貼り、ポストに投函してください。

※専用申込用紙以外のものは絶対に入れないでください。

入っていた場合、申込みが無効になることがありますので、ご注意ください。

※お申込みはご自身で、内容をよく確認してご投函ください。

お間違いの場合、いかなる理由があっても無効となります。

令和 7 年 7 月 4 日（金）までの消印があるものに限り受け付けます。

●Q&A コーナー（参考）



遺骨が手元に2つあり、一般墓所を考えています。

- ①それぞれの遺骨で2か所申し込むことはできますか？
- ②どちらの遺骨で申し込むべきですか？
- ③申込遺骨にしなかった方の遺骨は埋葬できないのですか？

- ①一般墓所のお申込みは遺骨が複数あっても1世帯1か所限りです。
- ②お申込み条件：『申込者は遺骨の「祭祀の主宰者」であること』を考慮してお選びください。 **詳細 10 頁**
- ③申込遺骨を納骨した後に別の遺骨を納骨することは可能です。



一般埋蔵施設は各組の中で場所の指定はできますか？

できません。
各組の当選順位により面積の大きい順に墓所を割り当てられます。
使用場所の指定や交換、変更はできません。



使用料は分割納入できますか？

使用料が50万円を超える施設の場合、最大4回までの分割納入を承ることができます。

詳細 24 頁



外国人ですが申込みはできますか？

外国人の方も資格要件を満たすことができればお申込みいただけます。ただし、親族関係等を「外国人登録原票」にて証明していただく必要があるため書類審査までに提出可能かご確認ください。

詳細 13 頁



生前申込ができるお墓はどのようなタイプがありますか？

今年度、生前申込ができるお墓は次のとおりです。
【小平霊園】合葬埋蔵施設【多磨霊園】合葬埋蔵施設・樹林型合葬埋蔵施設
【八柱霊園】合葬埋蔵施設【雑司ヶ谷霊園】樹林型合葬埋蔵施設



生前申込の場合でも3年以内に納骨する必要があるのですか？

生前申込には納骨の期限はございません。
お亡くなりになられたら滞りなく納骨できるようにご親族等にご案内ください。



チャットボット

ホームページ「TOKYO霊園さんぽ」の
みたまちゃんをクリック or タップ



都立霊園の所在地及び交通機関のご案内

多磨霊園 Tel : 042-365-2079



- 〒183-0002 府中市多磨町4-628
- ・JR中央線「武蔵境」駅乗換え
西武多摩川線「多磨」駅下車 徒歩10分
 - ・京王線「多磨霊園」駅より京王バスで
「多磨霊園表門」下車 徒歩2分

雑司ヶ谷霊園 Tel : 03-3971-6868



- 〒171-0022 豊島区南池袋4-25-1
- ・東京メトロ有楽町線「東池袋」駅下車 徒歩10分
 - ・東京メトロ副都心線「雑司が谷」駅下車 徒歩10分
 - ・JR「池袋」駅下車 徒歩15分
 - ・都電「都電雑司ヶ谷」下車 徒歩5分

小平霊園 Tel : 042-341-0050



- 〒189-0012 東村山市萩山町1-16-1
- ・西武新宿線「小平」駅下車 徒歩5分

青山霊園 Tel : 03-3401-3652



- 〒107-0062 港区南青山2-32-2
- ・東京メトロ銀座線「外苑前」駅下車 徒歩7分
 - ・東京メトロ千代田線「乃木坂」駅下車 徒歩10分
 - ・都営地下鉄大江戸線、東京メトロ銀座線、半蔵門線
「青山一丁目」駅下車 徒歩9分

八王子霊園 Tel : 042-663-1533



- 〒193-0826 八王子市元八王子町3-2536
- ・JR中央線、京王線「高尾」駅北口より
西東京バスで「霊園正門」下車 徒歩1分

谷中霊園 Tel : 03-3821-4456



- 〒110-0001 台東区谷中7-5-24
- ・JR、京成線、日暮里・舎人ライナー「日暮里」駅
下車 徒歩6分

八柱霊園 Tel : 047-387-2181



- 〒270-2255 千葉県松戸市田中新田48-2
- ・JR武蔵野線「新八柱」駅または
新京成線「八柱」駅南口より
新京成バスで「八柱霊園前」下車 徒歩5分

染井霊園 Tel : 03-3918-3502



- 〒170-0003 豊島区駒込5-5-1
- ・JR、都営地下鉄三田線「巢鴨」駅下車 徒歩10分
 - ・JR、東京メトロ南北線「駒込」駅下車 徒歩12分

公益財団法人東京都公園協会は、平成 18 年 4 月より東京都の指定管理者として、都立霊園の募集業務を行っております。都立霊園募集に関するお問い合わせ、ご質問等は、右記の電話番号までご連絡ください。なお、都立霊園の申込み及び貸付について、東京都及び公益財団法人東京都公園協会は石材店等とは一切関係ありません。

指定管理者 公益財団法人東京都公園協会 霊園課
〒160-0021 新宿区歌舞伎町 2-44-1 東京都健康プラザ「ハイジア」9 階
Tel: 03-3232-3151

募集専用番号
Tel: 0570-783-802
●受付時間 9:00~17:00
(令和7年7月4日まで)